

第70回穴粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年6月14日（火曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 6月14日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（17名）

1番 鈴木 浩之 議員	2番 稲田 常実 議員
3番 藤原 正憲 議員	4番 林 克治 議員
5番 飯田 吉則 議員	6番 大畑 利明 議員
7番 東 豊俊 議員	8番 福嶋 齊 議員
9番 榎橋 美恵子 議員	10番 西本 諭 議員
11番 実友 勉 議員	12番 高山 政信 議員
13番 岸本 義明 議員	14番 山下 由美 議員
16番 小林 健志 議員	17番 伊藤 一郎 議員
18番 秋田 裕三 議員	

欠 席 議 員（1名）

15番 岡前 治生 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 岡崎 悦也 君	書	記 上 長 正典 君
書 記 岸元 秀高 君	書	記 清 水 圭子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福元晶三君	副	市	長	清水弘和君															
教	育	長	西岡章寿君	会	計	管	理	者	尾崎一郎君												
一	宮	市	民	局	長	榎谷米男君	波	賀	市	民	局	長	松	木	慎	二	君				
千	種	市	民	局	長	幸福定利君	企	画	総	務	部	長	中	村	司	君					
ま	ち	づ	く	り	推	進	部	長	坂根雅彦君	市	民	生	活	部	長	小	田	保	志	君	
健	康	福	祉	部	長	大島照雄君	産	業	部	長	中	岸	芳	和	君						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	山石俊一君	建	設	部	長	鎌	田	知	昭	君			
教	育	委	員	会	教	育	部	長	藤原卓郎君	総	合	病	院	事	務	部	長	花	本	孝	君

(午前9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。

岡前治生議員より、本日の本会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長(秋田裕三君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、岸本義明議員の一般質問を行います。

13番、岸本義明議員。

13番(岸本義明君) 通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、地震災害時の緊急対応についてでございます。

昨日もありましたが、このたびの熊本地震では甚大な被害が出ました。こうした地震は全国どこで、いつ起きてもおかしくないと言われております。

そこで我がまちを見たとき、山崎断層帯を抱えております。そこで今回、私がり上げますのは、本市の地域防災計画、その中でも特に万一地震災害が起こったときの緊急対応についてであります。

熊本地震を思い起こし、我が身に置き替え、発生時の緊急対応について、いま一度計画書を見直してみる必要があるのではないか。そして、行政としてこうした想定のもと、これだけの対応を考えて、これだけの準備をしていますよということを市民の皆さんに知っていただく必要があるのではないかと考えまして、計画書の第2編「災害予防計画」と第4編「地震応急対策計画」を中心に質問いたします。

前の鳥取県知事の片山さんが、この2週間ほど前の神戸新聞に、自分が知事時代に鳥取西部地震を経験したことを踏まえて、いま一度自分たちの防災体制を具体的、かつ真剣に点検するようというふうに訴えておられました。

以下、質問が多岐にわたりますが、よろしく願い申し上げます。

最初に、震度6とか7が連続して起こるということは、宍粟市を含め全国ほとんどの自治体の防災計画では想定されていません。早急に見直すべきではありませんか。特に、防災拠点として市の庁舎5カ所、並びに指定避難場所として小中学校等

35カ所が上がっておりますが、そうした施設の中で、震度6程度に耐えられないというような施設はございませんか。

二つ目、指定避難場所の収容人員は5,000人ほどとなっております。山崎断層帯地震での市内避難者数想定は1万9,315人となっております。全体的に、そして地区によっては極端にと言っているほど収容能力に不足が見受けられますが、そうした検証はされておりますか。

3番目、応援要請の協定先として播磨13市9町と、西播磨5市6町があり、要請先はいずれも姫路市となっております。二つの協定の内容に何か違いがあるのですか。また、協定先市町が同じ山崎断層帯に入っております。同時被災という可能性についても想定しておりますか。

四つ目、孤立する可能性のある集落として22集落が上がっております。そして、万一の場合には、県と神戸市に消防防災ヘリを要請するとありますが、それぞれ何機ずつ所有しておるのでしょうか。

5番目、仮設住宅は私有地、公有地とありますが、必要想定地域に十分な広さを用意できますか。仮設住宅建設までの間、避難所が満杯で、あるいはプライバシー確保の点からテントでの生活が今回熊本でたくさん見受けられました。が、計画を読みましても、テントのテの字も準備が見当たりませんが、私の見落としでしょうか。是非とも必要なものだと思いますが、その調達方法について説明してください。

六つ目、地震はその発生時期、季節、曜日、時間、天候によってその初期対応方法に大きな差が出てきます。暑いとき、寒い冬、平日で父母が仕事に行って子どもが学校のと看、夜間、皆が寝ているとき、夕方多くの家や店で火を使っているとき。あめがじゃんじゃん降っているとき、運動場にも公園にも雪が積もっているとき等々、全ての場合に十分な対応はできないとしても、そうした場面を想定した計画になっておりますか。組織と職員配備についても書いてありますが、その発生時期によっては、あるいは多くの職員の被災ということも念頭に置いた計画でなければいけないと思うんですか、その辺はどういうふうなことになっておるのでしょうか。

七つ目、食料品や生活必需品について、この6月8日の読売新聞に大きく都道府県、政令市では災害時の備蓄が進まずというふうに書いてありますが、我が市では一体どうなんでしょう。

山崎断層帯地震を想定して、中播磨・西播磨の各市町村で備蓄する数量を定めております。その担当があるわけですね。宍粟市では避難者数を1万9,315人と想定した上で設定してありますが、その中で見てみますと、毛布がたった2,070枚、仮

設トイレはたった35基であります。いくらほかの市町との相互協力があるとしても、同じ断層帯の市町ですので、同時被災が十分想定できます。再検討するべきではございませんか。

また、熊本では床に敷く、あるいは屋根を仮に覆うビニールシートがたくさん使用されましたが、備蓄品の中には見当たりません。その調達手段はどうなっておりますか。

以上のほかにもたくさん質問あります。例えば救援物資の受け入れ体制、県や他市町村、警察、消防、自衛隊、日赤、さらにはボランティア等からの救援者の受け入れ体制、仕分けなしに出された大量の瓦れきやごみの仕分け、運搬、処理の問題、火災発生への対応、被災地で今回たくさんありました防犯に対しての備え、情報伝達の方法や土砂災害の対応等々、そして何より真っ先に問われるのは、人命救助に対する共助・公助の体制であります。そうしたことについて、何か説明があれば、簡単にいただきたいと思えます。

最後にですが、地域防災計画書につきましては、この計画書は600ページ以上のほります。作成には相当の時間と知恵・知識と労力を要したと想像しますが、計画というものはつくって終わりではございません。職員の皆さんはこの計画書に基づき、それぞれ自分の部署の被災時の対応について、十分熟知されておりますか。

4月には人事異動もございました。その後、そういう研修はなされましたか。今回の大惨事を教訓に、季節や曜日、時間、天候等々さまざまな場面を想定しながら見直す点はないか、十分検討し、市民の皆さんに少しでも安心・安全を届けていただきたいと思えます。市長のお考えを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 岸本義明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

岸本議員の地震災害時の緊急対応と、こういうことでありまして、たくさん御質問いただいておりますが、できるだけ簡潔に答弁申し上げたいと、このように思っています。

地震につきましては、まさにいつ、どこで、どれくらいの規模で発生するかわからない状況であります。全国の各市町村におきましても、その対応につきましては、大変苦慮しておるところが現実だと、このように思っております。

宍粟市におきましても、特に山崎断層帯を抱えておりますし、地震以外でも7年前にありました豪雨災害を経験しており、その経験を風化させてはいけないと、このように考えておるところであります。

今後の市の災害対策につきましては、平時からの備えと有事の際の対応について、地域防災計画を前年度に大きく見直しをさせていただいたところではありますが、地域防災計画では、平成21年の豪雨災害等を教訓に「人の和で命を守るまちづくり」を基本理念として、災害に動じない宍粟市をつくり上げるため、住民、地域及び行政が、自助、共助、公助の3つの力を結集して、減災と災害対策に取り組むこととしております。

また、今年度から、消防防災課の中に防災相談員を配置し、行政だけでは対応できない、共助の核となる自主防災組織について、自主防災マップの作成であったり、地域に合った防災訓練の指導など、組織強化に向けた取り組みも進めることにしております。

いずれにしましても、今後、多種多様な災害が発生することが予測されますので、地域防災計画の策定で終わることなく、災害発生時の初動段階から、応急段階、そして復旧・復興段階に至るまで、それぞれの行動マニュアルの策定を指示しているところではありますが、まず、職員一人一人が災害発生時に大きな混乱を招くことなく対応していくために、常に心の備えであったり、地域防災計画の内容について、把握する必要があると、このように考えておりました、常々議員にはその旨を伝えておるところであります。

御指摘のようにいろいろな場面を想定したシミュレーションをそれぞれが行うことによって、改善点も見つかり、このように思っておりますし、それらの行動が、結果、市民の皆さんにとって安心・安全を届けることに繋がると、こう思いますので、私自身もその先頭に立って今後さらに強固に取り組んでいきたいと、このように考えております。

なお、質問が多岐にわたっておりますし、詳細でありますので、あとは担当部長より答弁をさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、地震災害時の緊急対応についての具体的な部分について、御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、大規模地震が連続して起こった場合の想定というところがございます。防災拠点として市の庁舎5カ所のうち3カ所、本庁、波賀市民局、三方町出張所、こ

の部分と指定避難所45カ所のうちの35カ所、特に学校施設が主でございますが、これらの建物については耐震構造建築物というふうになっております。特に学校施設につきましては、大規模地震、最大震度が震度6弱以上で施設や設備の損傷を最小限にとどめ、人命を守るというレベルの設計、そういったところで改修を行っているというところでございます。

また、御指摘のとおり、震度6以上が連続して起こることは宍粟市を含めて全国の市町村ほとんどの自治体で想定しておりませんが、公共施設あるいは一般建築物とも基準等の見直しが必要であるというふうに判断された場合につきましては、建築基準法等の改正、そういったものも示されるのではないかなど、そんなふうを考えております。それらを注視しつつ、市の地域防災計画の見直しが必要か否か、そのあたりも含めて今後動向も見守っていく必要があるだろうというふうに考えております。

次に、避難所の収容人員の件でございます。

指定避難所の収容人員と山崎断層帯地震での避難者想定数、その差がありますが、指定避難所のほとんどは、市の施設である小中学校、あるいは地域コミュニティセンター、そういうところを選定しております。地域防災計画に示しております学校施設の収容人員については体育館のアリーナの収容人員を示しております。大規模地震が発生したときには、学校のほうの協力を得まして、体育館のほか普通教室あるいは特別教室も開放していただく、そういうふうになっておりますので、想定としましては、計画に示している以上の収容人員が可能だというふうに思っております。

熊本の地震によります益城町の避難者、これを見てもみますと、ピーク時に人口の約5割の住民の方が避難をされております。宍粟市も同程度の避難者を想定をするということは御指摘がありましたように1万9,000人余り、その可能性も十分あるだろうというふうに思っております。先ほど説明したとおり、概ねそれに近い収容人員は確保できるのかなど、そんなふうに想定をしておりますが、検証ということについてできておりません。今後において、その検証も進めていきたいというふうに思っております。

三つ目は、応援協定の関係でございます。

播磨13市9町と西播磨5市6町との協定内容でございます。構成市町数の差であって、その協定内容については差異がございません。包括で播磨13市9町、これの協定を結んでおりますので、現実的にはこちらのほうが生きてくるだろうというふ

うに思っております。いずれにしましても、今はどちらの協定も生きている状態にございます。

また、協定市町の同時被災の可能性、それも当然想定をしておりますが、協定区域全体が被災するということもございますので、宍粟市ではそれ以外の例えば兵庫県、岡山の県境の関係でありますとか、あるいは八頭町だったり、若桜町、そうしたところとの協定も締結をしておるという状況でありますし、さらには御存じのとおり、関西広域連合の広域的な支援というところについても期待をしていきたいなと、そんなふうに思っております。

続いて、防災ヘリの関係でございます。

孤立集落への防災ヘリの出動要請に関連した質問については、台数でございますが、県が1機、神戸市が2機保有をしております。ただ、常に1機は点検ということで、ドックに入っているようでございますが、動けるのは2機が最大なのかなと。大規模災害によって急遽3機ということもあるようでございますが、常時2機が動ける状態にあるというふうにお聞きをしております。

続いて、仮設住宅の件でございます。

熊本地震への応援派遣職員からの報告、あるいは県からの情報、各種報道等を受けまして、平時から備えておくことが重要と考えておりまして、現在、その候補地の選定作業に入っておるところでございます。

また、テントの避難生活の想定につきましては、季節にもよりますけれども、発災直後に多数の避難者がある場合、一定期間につきましては重要な手段になるというふうに考えております。テントの調達につきましては、物資供給に関する協定を締結しております。例えばイオンさん、マックスバリュさん、コメリさん等でございますが、そちらと調達についての協議を進めていきたいというふうに考えております。

それから、いろいろな想定の中での計画となっているかという御質問でございます。地震発生時期につきましては、発災時の季節、天候、時間帯等詳細まで想定した計画にはなってございません。総合的な計画というところで、その計画に基づいてその時々状況に応じた対応をしていくというところの中での計画になってございます。

職員配備につきましても、居住地、勤務地を考慮して配置をしておるわけですが、職員が被災して配備につけないということも想定されるために、適宜適切な判断、対応、それぞれの職員あるいは災害対策本部も含めてですが、日ごろからそういう

ことを想定しながら備えておく必要があるというふうに考えております。

なお、避難所として指定をしております学校につきましては、学校独自の「避難所開設・運営マニュアル」というものをつくっていただいております。市職員の対応が遅れる場合、そういった場合につきましては、施設の開場等を含めて、教職員の皆さんの応援をいただけることになっておるということで、計画をしておるところでございます。

続いて、備蓄品の件でございます。

備蓄品につきましては、応援協定によって調達をしたいというふうに思っておりますが、大規模災害時には十分とは言えない状況にあるという認識でおります。今後、市として平時より備えておくべき物品、そういったものを年次計画により順次購入し、備蓄品の確保に努めていきたいというふうに考えております。

ビニールシートの調達につきましては、物資の供給に関する応援協定、その中に加えておりますので、そちらのほうから調達することとしております。

その他でございますが、まず、救援物資の受け入れ体制、これにつきましては、旧町ごとにその場所を指定しております。山崎でありますと、スポーツセンターの体育館、一宮はスポニックパークの体育館、波賀は波賀中体育館、千種はエーガイヤの屋内運動施設、この4施設を指定をしております。災害対策本部のもとに市役所の内部では、教育委員会部局がその担当に当たるということにしておるところでございます。

続いて、警察、消防、自衛隊、ボランティア等の受け入れ体制、このことでございます。警察及び常備消防につきましては、それぞれ署長さんが災害対策本部の構成員というふうになっていただくことになっております。それぞれの署長から要請をいただくということになるかというふうに思います。

自衛隊については、御存じのとおり市長が県知事に要請をします。あるいはボランティアセンターについては、昨年、社会福祉協議会とボランティアセンターの設置についての協定を締結させていただいております。21災のときには、口頭でそのあたりに対応しましたが、明文化する必要があるということで、昨年、福祉避難所とともに協定を結ばせていただいて、そちらのほうの対応は社会福祉協議会のほうでお世話になるというようなことしております。

続いて、廃棄物処理の関係ですが、廃棄物処理計画、具体的なものについては盛り込んでおりませんが、地域防災計画の中に廃棄物処理ということで計画としては盛り込んでおるところでございます。今後、具体的な部分、担当部局とも調整をし

ていきたいというふうに思っております。

火災発生のことをごさいます。当然、西はりま消防本部、あるいは消防本部からの近隣の消防本部への応援要請、そういったものもごさいます、直後大変混乱している中では、特に地元の消防団あるいは自主防災組織の消火班、さらには近隣住民、それらの共助というところも大変重要になってくるだろうというふうに思っております。

続いて、被災地の防犯ということをごさいます、毎年行っております防災訓練の段階でも、宍粟警察署のほうで地域の防犯パトロールということも行っています。それに基づいて発災時には宍粟警察のほうに要請することになるかと思っております、そういう対応をしていくということでごさいます。

情報伝達につきましては、現状では、しそチャンネルあるいはしーたん放送、しそ防災ネット、自治会とか要配慮者施設、老人ホームだったり、あるいは保育所、そういったところをごさいます、そちらへのファクス送信、そういったものが情報伝達として考えております。ただ、最近では、エリアメールというようなことをごさいますし、地震についてはそれぞれの個人が持っておられる携帯にエリアメールとして入ってくるものというふうに考えております。

それから、土砂災害があった場合、現状、宍粟市の建設業者のうちで宍粟防災組合というふうにつくっていただいて、災害時に応援をしていただく組合というものをつくってもらっています。そちらのほうと市のほうで協定を結んで、こちらの要請に応じて出ていただくという取り決めがされておるというところをごさいます。

最後になりましたけども、人命救助、これについては、いち早くやっていく必要があるということであり、熊本あるいは東北、阪神・淡路でもあったように、警察、消防、自衛隊という力が大きいのでごさいます、発災直後につきましては、近所の皆さんの相互協力ということでの共助も非常に大切になるだろうというふうに考えております。

以上をごさいます。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） それでは、もう少し質問があります。皆さん既にもう読まれたと思いますが、県民だより、今月号、ひょうごの6月号で、そういう震災のことが書いてありました。その中で井戸知事が、熊本地震を教訓に今後の対策課題として幾つか挙げておられましたが、その中で、先ほど私が指摘しましたトイレのことや、障がい者などの要支援者対策が書かれておりました。そういうことでこの本

市で要支援者の名簿作成、これは計画によりますと、毎年5月に整理して提供というふうになっておりますが、その辺のちょっと説明をお願いできますか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 具体的な数値、ちょっと資料が見つかりませんのであれですが、昨年か一昨年に新聞で報道されまして、宍粟市は県下他市町に比べて非常に少ないというようなところでの報道があったと思います。宍粟市につきましては、ケアマネジャーあるいは保健師等がそれぞれの家庭を訪問する中での対応をしているというところで、まだ全体としての対象者としては100人未満だったと思います。そのうちの計画を立てているのが、その半数強、その程度の数字だったというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 本人さんの同意がないと、名簿には名前が掲載できませんので、なるべくきちっと同意をとった上で、自治会長さんはじめ民生委員の方とか、いろんなところへその名簿が渡るようにきちっと手配をしてほしいと思います。

それと、今回の熊本県内で七つの市町村で国が要請しとったにもかかわらず、仮設建設候補地を事前に決めていなかったとかいうのが出ておりますが、そういう建設地はいいんですが、そのほかの国が要請したのに、市としてはまだそれが対応してないということはありませんか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 具体的なものについて、ここで御答弁申し上げることはございませんので、調べて御答弁させていただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 先ほどごみや瓦れきの話をしました。計画によりますと、ごみは3、4日以内に着手して、7日から10日で収集を全部終わってしまうというふうに書いてあるんですが、そんなに簡単なことで今回の熊本のを見とっていくんかなというふうに思うんですが、それ以上、大量に出た場合の処理の仕方とか、運搬、どのように考えていますか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 計画の中にはそういうふうに規定をしております。熊本の状況の報道を見てみますと、そのことが本当にできるのかという我々も今見直しが必要だろうというふうに思っています。

今後、先ほども御答弁をさせていただいたとおり、担当部局と十分調整する中で、

そのところの対応についてお示しをできたらなと思っています。その際には、先ほど協定を結んでおります防災の地域の業者さん、そちらのほうにお世話になったりというようなことでの計画となると思っていますので、最大どれぐらいの瓦れきが出るのか、そのことも含めて精査しないとけないというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 先ほど情報伝達の話もしましたが、電話が繋がりにくくなったときには、安否確認に災害用伝言ダイヤル171を活用というふうに計画書にはありますが、そのただし書きで、当人同士が事前にこれを知らない場合には、安否確認ができる可能性は低いというふうに書いてあるんですが、こういうことをふだんから市民の方に171の情報伝達の方法を周知されてますか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 現状、詳しくそのことを市民の皆さんにお知らせしておるといことは今のところございませんので、今後の課題とさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 先ほどヘリコプターの話もしましたが、同時に、市内で複数箇所がそういう要請をすると。あるいは近辺の協定してあるその市町村が同時被災して、要請があった場合、その防災ヘリの出動の優先順位というのはどこでどういうふうに決まるんですか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） すみません、その優先順位の決定方法という部分については確認ができておりません。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） また確認してお願いしたいと思います。話は変わりますが、山崎町時代に、私はこれは地震などは地域の問題であり、職場の問題でもあり、家庭の問題でもあり、個人の問題であります。そして全町挙げて防災意識の高揚を図るために防災総点検の日を制定して、集中して点検確認を行うことを提案しました。そして、結果、8月30日から9月5日の期間の日曜日を防災の日と決めていただいたわけです。そして、各自治会単位で被災時、人命救助等に必要な機材を自治会単位で準備するようにと、そのための補助金を出すようにということも提案しまして採用されました。

合併後、今現在の状況としては、どういうことになっておりますか。その補助対

象とか、あるいは全部の自治会で、もうきちっとそろったとか、その辺わかりますか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 自主防災組織への補助金の関係につきまして、現在も市の要綱としてございます。数年前に内容を見直しをさせていただきまして、自主防災組織として真に必要な備品というところの精査を行っているところでございます。

先日、各自主防災組織の資機材、そちらを少し確認をしたんですが、十分というところではまだまだないようにも私自身は感じておりますので、本年、相談員も配置をし、自主防災組織のさらに強化というところを目指そうとしておりますので、その中での周知を図ろうと現在はしております。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 5月14日か、たつの市で開催されたのはいつだったかね、水防演習がありましたね。私も実際に見せていただきまして、実際の場面ではなかなかあのとおりにはいかないと思いますが、それでも相当心強い思いもしました。山崎断層帯では、ここ数十年でM5級が既に4回発生しております。そして、30年以内にマグニチュード7.7程度の地震が発生する確率は0.09から1%というふうにされておりまして、大きな地震を想定した訓練を市全体、あるいは全自治会、あるいは各部署で年1回、その防災の日、あるいは防災月間を決めて、そういうときにすべきではないかなと。

そして、訓練の内容なんですけどね、仕方とか。私は今までいろんなのを見てきましたが、何か形式的なものが多かったなと。さきに述べました鳥取県知事だった片山さんがこういうふうに言っております。シナリオを読み合う年中行事的な訓練のやり方から市町が状況に応じて的確な判断と行動ができるように、訓練内容を刷新しましたと、その当時。というふうに言われております。ちょうど熊本地震がまだ続いております。このときこそ、市民の皆さんも真剣になって取り組んでもらえるんじゃないかと思いますが、そういう予定はどういうふうに、いわゆる自主防災訓練とかいうのは、どういうふうな、例えば順番に回っておるんだとか、そうすると、10年に1回しか、わしらはする機会がないとかいうことでなしに、やっぱり全市挙げて、年1回はきちっと意識高揚を図るためにやるべきじゃないかと思うんですが、順番じゃないんですか、今は。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 宍粟市の防災訓練、全市挙げての防災訓練と
いいますか、それは今年5回目、千種地域で計画をしております。これは、担当の
千種のエリアで、その市民の皆さんが参加をいただくということになっておりま
す。一宮と山崎についてはそれぞれ地区ごとに、毎年ローテーションを組まれてや
られておりますので、例えば山崎でありますと8年に1回と。それに加えて市の防
災訓練があるというようなローテーションになっています。

御指摘のとおり、訓練という部分については、その日一日については、防災につ
いて真剣に考えるというきっかけとなりますので、非常に重要なものだというふう
に思っています。さらには、今年、自主防災組織への働きかけとして、こういう訓
練があるという内容を複数お示しをして、地震あるいは水害、そういったものに備
えていただく訓練を実施していただきたいなど、そんなふうな思いでもって今進め
ておるところでございます。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 先ほどブルーシートとか、テントの話をしましたけど、ブル
ーシートはいうてもすぐ協定で間に合うと思うんですが、テントはそんなにすぐに
何十、何百というたら、必要な分だけ協定ですぐ手に入るんですか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） そこまでの確認はできておりませんが、熊本
の場合、益城の場合につきましては、地元出身の登山家の方がお声かけをされて、
あれだけの数が集まったというふうにお聞きをしております。どの程度確保でき
るのかという部分については、今後調整をさせていただきたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 指定避難場所の収容人員について、先ほどほぼ十分だと、
学校は体育館だけでなしに、ほかの部屋も使えるということでしたが、例えば私、
山崎町庄能なんですけど、庄能はふれあいセンターが避難場所なんですけど、庄能の
人間は今300戸ほどあって1,000人近くおるんですけど、収容人員50人と書いてあるん
ですね。そういうやっぱり各町各町ずっと見ていったときに、もう一遍点検をしてほ
しいなと思うんですが、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） おっしゃるとおりかなというふうに思ってい
ます。さらに、大きなくくりとしてまとめてしまっていますので、トータル的なと
ころでの数値ということで出しておりますが、発災直後非常に混乱しているときに、

は非常にそういうところも対応し切れない部分がございます。そういった意味で、どの施設にどの程度の方々が避難していただけるか、そういったところも十分精査する必要はあるというふうに思っておりますし、現状の施設で十分というふうには考えていません。混乱した中で被災者の皆さんが、避難者の皆さんが過ごしていただけるという部分については、十分な一人当たりの面積も必要ですし、そう考えると足りないのかもわからないというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 先ほども言いましたが、この今回発行されました「ひょうご」ですね、ここあけたところに、いろんな防災力をアップしようということを書いてあります。そういうことも含め、ここに、西信さんが出しております「大地震に備える」という小冊子があります。それと、神戸新聞社さんが出しております「防災ハンドブック」、そのほかNHKさんが「大地震まさかに備える」とか、「避難の極意」とかいう、いろんなものが出ておりますので、是非市民の皆さんにいろんな機会を通じてこういうのを見ていただき、意識していただくように努めていただきたいと思っております。

そして、最後になりますが、一般的にこの計画書について、いろんな計画が市にあります。この先ほど言いました災害のこの計画書なんかは600ページにも及ぶもので、それを各戸に配る必要もないしなんですが、前にも言いましたが、やっぱり要点だけきちっとまとめたものを、薄いページのものにして配るとか、あるいはほかの防災以外の環境計画や福祉計画やらいろんな計画書がありますが、まず市民の皆さんの目にほとんど届いてないんじゃないかと思うんですね、その計画書が。そういう意味で、もう少し要点だけでもきちっと伝えてほしいなと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（秋田裕三君） これで、13番、岸本義明議員の一般質問を終わります。

続いて、高山政信議員の一般質問を行います。

12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 12番、高山です。よろしくお願いを申し上げます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

1点目は、空き家対策と活用についてお伺いをいたします。

私も空き家・空き地対策について、幾度が質問してまいりましたが、さほど改善されていないのではないかとおもわれます。そこで、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

まず、空き家対策特別措置法が成立し、昨年5月26日より施行となり、1年が経過をいたしました。この間、本市においてもいろいろな施策が講じられてきましたが、次の点についてお伺いをいたします。

1点目でございますけれども、この間、空き家対策をどのように進めてこられたのか。

また、利活用可能な建物の活用についての取り組みはいかがか。

3点目といたしまして、空き家・空き店舗を活用した新規事業者の参入についてお伺いをいたします。

4点目といたしまして、新規事業者などへの支援策について伺います。

5点目といたしまして、進捗がうかがわれな感じておりますが、事業を展開する中においての問題点があるのではないかな、そのように捉えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

6点目でございます。危険空き家に対するこの1年間の取り組みについて伺います。

次に、マイナンバーについてでございます。

税と社会保障と災害被災者支援に限定するとして、若干は遅れましたが、スタートいたしましたマイナンバー制度の取り組みについて伺います。

現在の数値は変わっていると思われませんが、先般、民生生活常任委員会に提示されました4月末の資料によりますと、マイナンバーの申請者の数は2,077人と少なく、交付通知者1,547人に対しまして、交付を受けた者708人となっております。申請者の45%でございます。国においては5月末で1,000万余りの申請に対して、手元に渡せましたのは465万枚で、同じように国においても45%程度となっております。交付事業は自治体の業務となっております。国事業であり、また本人の申告であるから、市当局は知らないでは済まされないと思われませんが、いかがでございましょうか。次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、通知カードの返戻数が多いのではないかと考えられますが、172の分析はどのようなものなのか。

また、交付通知をしたが約半数が受け取っていないのはなぜなのか。

また、3点目といたしまして、市民に対して利便性などのメリット、また情報が漏れることなどへの不安や不信感に対するデメリットなどの説明はできておるのかどうか。

4点目といたしましては、コンビニエンスストアでの証明書発行は、窓口業務が

緩和され、職員をほかの業務に携わることができると考えられますが、その点について当局の考え方を伺います。現行の交付数では、コンビニでの低料金化は望めないのではないかなと思うところがございます。さらなる進捗を望み、1回目の質問といたします。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 高山政信議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 高山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、空き家対策とその活用の件であります。平成26年7月に空き家等の対策に関する条例を施行し、空き家の利活用に向けた施策と、いわゆる危険空き家と称している市民の皆さんに何らかの危険が及ぶことが懸念される物件対策の両面を取り組んでおるところであります。

利活用に関しましては、本年度におきましては特別措置法施行で可能となった固定資産税情報の活用などによりまして、紹介できる物件数の増加を目指して庁内関係課と連携して今進めておるところであります。また、今後もそのことを活用しながら進めていきたいと、このように思っております。

さらには、空き家見学ツアーの開催であったり、お試し住宅の取り組みなどに加えて、定住協力員を委嘱し、空き家情報の収集であったり、定住後のコミュニティの形成など、総合的に対応できる仕組みづくりを構築し、定住対策を推進していきたいと、このように考えております。

マイナンバーの取り組みにつきましては、この制度は、国民の利便性の向上であったり、あるいは行政の効率化、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として導入されたものであります。それによりまして、申請窓口での手続の簡素化、あるいは市民の皆様の負担軽減による利便性の向上が図られることから、市としましては個人番号カードの普及促進にさらに取り組んでいかなければならないと、このように考えておるところであります。

両方の御質問に対して、より詳細な御質問でありますので、そのことにつきましては、担当部長から答えさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、市民に対する利便性のメリットの説明、あるいは情報漏れについての不安や不信感に対するデメリットの説明について、御説明をさせていただきます。

昨年の10月からマイナンバー制度が開始されました。それにあわせて、また平成28年、この1月から社会保障、税、あるいは災害対策の行政手続におきまして個人番号カードの利用が開始をされております。これにあわせて、税務申告の説明会の会場、あるいは文化大学の場やその他各種団体等の会合等の場におきまして説明をさせていただいております。それと、広報で毎月マイナンバーにつきましての御説明を市民の皆さんにさせていただいております。

マイナンバーを利用する際には、必ず本人確認をするため、成り済ましによる不正利用ができないというようなこと、あるいはシステムにつきましても専用回線によるものでございますので、組織間のみで情報を使用というようなこと、その部分において個人情報漏えいすることがないことをお知らせをして、不安の解消に努めておるところでございます。

メリットにつきましては、先ほどもありましたように、行政手続が正確で早くなる、あるいは申請の際に必要な添付書類が省略される。さらには給付金などの不正受給も防止されるというようなこと。さらに個人番号カードを取得することによりまして、本人確認書類としての利用ができます。それと、今年の3月から開始になりました個人番号カードを利用しましてのコンビニでの住民票等の交付ができるようになる、そういうようなことのメリットをお知らせをしております。

しかしながら、やはり市民の皆さんには、まだまだマイナンバー制度自体が広く理解されていないところもございまして、やっぱり今後もしっかりと情報提供をしていながら、個人番号カードの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 私のほうから、マイナンバー制度の普及への取り組み状況について、3点ほど御質問がございましたので、そちらのほうを答えさせていただきます。

まず、1点目の通知カード返戻数172件の分析についてでございますが、返戻の内訳は、住民票のあるところに居住が確認できないということで47件、それがございます。それと、郵送時に不在で郵便局に受け取りにも行かれなかったというようなものが118件ございます。それと、受け取り拒否ということで7件ということで、合計172件となっております。

この受け取り拒否以外につきましては、二度通知文書を送付しまして、また返戻者のうち連絡のわかる方につきましては、市役所に受け取りにきていただくように

電話にて連絡のほうを行いまして、受領のほうを促しております。今後につきましても受け取りを促していきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の交付通知をしたが約半数が受け取っていない理由についてでございますが、市役所窓口で本人確認の書類を提示したりとか、また暗証番号の設定などをしなければならないことで、手間が大変だというような御意見とか、仕事を休んで交付手続をしなければならないというような御意見を今のところ聞いております。

このような状況から、窓口で長時間お待たせしないように事前に予約をしていただくという方式をとっております。書類記入、暗証番号の入力、本人の写真認証などを行いまして、30分程度、短ければ10分程度で終わります。そういった短い時間での手続でマイナンバーカードをお渡ししております。

今後につきましても、スムーズな事務処理に努めるとともに、申請者の方々へ早期受け取りについての周知を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、最後のコンビニでの証明書発行による窓口業務の影響についてでございますが、コンビニ交付を導入した最大の理由は、市民の方の利便性の向上を図るためでございますが、コンビニ交付が普及し、それにより窓口業務が減ることで、お客様一人一人に対して、よりきめ細やかな対応ができたり、いずれは業務量に見合った適正な人員配置ができることでございます。現時点でのコンビニ交付利用者はごくわずかな状況ということにとどまっております。証明書等の種類にもよりますが、現在の窓口交付のうち、半数以上はコンビニ交付が可能というような状況にあります。交付可能時間もコンビニでは長いということから、市民の利便性は一層向上するものでありまして、そういったメリットを周知しまして、マイナンバーカードの交付を一層今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、最初の御質問の中での3点、まず空き家・空き店舗を利用した新規の事業者の参入につきましてでございますが、平成27年度におきましては、これは工場も含んででございますけども、市のほうでは計4件の事例を把握しております。

続いて、新規事業者への市の支援策についてでございます。これにつきましては、起業家支援事業、産業立地促進事業、産業連携促進事業、そしてまた情報活用事業所支援事業等がございます。これらそれぞれの事業につきましては、採択条件が

それぞれ違っております。機会あるごとにそれぞれの新規に開設する方からの御相談があれば、どの事業が一番採択されやすいのかということについて相談に乗って、1件でも市内での店舗開設に努めていきたいと、そのように考えております。

最後に、事業を展開する中においての問題点ということで、これは何も御指摘の空き家・空き店舗に限ったものではございませんけども、事業を行う場合には、まず資金計画であるとか、販売ルート、顧客の確保をどういうふうにするのか、また、顧客のニーズの把握、その対応についてどういうふうにする、またさらに、近隣の店舗との競合等、いろいろと課題はたくさんあるというふうに認識しております。

これらにつきましては、市としましては、市内の金融機関である、また商工会等と連携しての創業塾とか、事業の相談会を開催して地域での産業の振興を図っていくように今現在しております。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 失礼します。危険空き家に対する1年間の取り組みということで、私のほうから答えさせていただきます。

この空き家対策特別措置法の対象となりますのが特定空き家ということで、いわゆる危険空き家を含みます管理不全な空き家に対して、現在、自治会からは21件の情報提供を受けております。市民協働課を総合窓口といたしまして危険空き家は都市整備課、環境上の管理不全空き家は環境課、防災防犯上の管理不全空き家は消防防災課が担当いたしまして、所有者のほうにそれぞれ指導に当たってまいっております。

その中で倒壊の危険がある空き家というのは7軒でございます。そのうち6軒が周辺に危険を及ぼす物件だというふうな調査をしております。この危険空き家につきましては、全て適正な管理をお願いするという依頼文書は送っております。その中でも緊急性がある物件の所有者2名につきましては、さらに指導書を送付いたしまして、適正な管理をお願いしたところ、2軒の危険空き家を除去していただいております。この除去費用につきましては、補助金交付要綱に基づきまして、所有者2名に対して補助をいたしております。そういう状況でございます。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、空き家対策についてでございます。

私は、平成21年12月定例会において、商店街の賑わいが失われることにより、地域の活力、また地域経済の衰退にも繋がることから、商店街の活性化についての質

問をいたしました。1点目は空き店舗の調査について、2点目は空き店舗の活用について、3点目は商店街の支援と活性化への取り組みについて、大きく3点についてお伺いをいたしました。

当時の市長は、商店街の活性化は市としても重要な課題であり、支援としては空き店舗活用支援事業などがあり、商工会と一体となり進めてまいりたい。また、商店街、店主の自発的なビジョンに対して関係機関と連携し、必要な支援をしてまいりますと答弁をされておりました。

ちょうど先般、新聞に掲載をされています。5月27日の新聞でございますけれども、御覧になった方もあると思うんですけれども、恐らく市長も御尽力いただいたんじゃないかなと思うんですけれども、「賑わい城下町を山崎に」ということで、この新聞が目飛び込んでまいりました。

それで、商店街というのは、そのまちの文化、また町並み景観、治安を保ち、安全・安心なまちづくり、そして人々の触れ合いをすることにより、そういったことに寄与しております。再度、空き店舗活用、また補助金の支援、活性化会議が山崎町にとどまることなく、全市の商店街の取り組みとなるように望まれることでございますけれども、市長、せっかくでございますので、この活性化会議、今後において、4年間で1億円の事業展開をされるようでございます。宍粟市商工会の方、また住民団体の方、頑張っておられるようでございます。是非とも北部3町にも同じ動きができるようお願いを申し上げたいなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまお話があったとおり、本年度に入りましてから商工会、あるいは商店街連合会、そこそこの皆さんの協力によりまして、また御存じのとおり、新聞にありましたとおり、かつて森林林業技術センターにいらっしゃった酒井先生もいろいろ指導していただいて、一定地域の皆さんが主体的になって協議会たるものをつくって、自らのまちの活力を求めていこうと、こういう動きが始まったところであります。

それは、折しも地域創生ということで、昨年からいろいろ、あるいはその前からも準備をする中で、いよいよスタートが切られたと、こういうことでありますが、そのことも踏まえながら、本年度も千年藤の藤まつりに合わせまして商店街がワンコインフェスタと、こういうようなこともなされました。先般その反省会もあったようではありますが、その中でも酒井先生もいろいろお話をなされて、例えば酒蔵の

ゾーンを森の酒蔵見学ゾーンという位置づけ、またもみじ山あたりについては自然体験ゾーンやとか、あるいはお寺がたくさんあるところは歴史ゾーンとか、あるいは図書館とか文化会館があるところは文教ゾーンとか、そういうゾーニングという一体的な全体を構想する中で、まず酒蔵ということはどう活用していくかと、こんな話し合いもなされたということでありまして、当然商店街あるいは商工会と一体となりながら、市もできることを可能な限り応援しながら、一緒になってまちづくりを考えていこうと、こういうことが始まりました。

おっしゃったように、これから宍粟市全体を見たときに、それぞれの一宮、波賀、千種は特色がありまして、あるいは商店街の役割も違ってくると思います。そういったこともしながら、地域の皆さんや、あるいは商工会の皆さんと十分協議しながら、特色あるまちづくりを進めていく必要があるだろうと、こう考えておりまして、そのまず取っかかりとして、その旧山崎の商店街がまず活力を持つと、こういう動きに当面力を注いでいきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 大変心のコもった御答弁をいただきました。私も同感でございます。やはり中心部、中心街がよくなれば、波及効果、北部のほうにも広がっていくんじゃないかなと、このような思いがしております。一生懸命頑張ってくださいよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、空き家についてでございますけれども、空き家と申しますけれども、空き家をどのように捉えていくかということについて、少し考え方が変わってくるんじゃないかなと思っております。

空き家を地域資源と捉えたときに、支え合い、先ほども申し上げましたけれども、安心して暮らせるまちづくりの拠点としての活用方法もございませう。そういったことでお年寄りが憩いの場所であったり、子どもさんが学校から帰って、少し集える場所であったりするようなことが今後考えられるんじゃないかなあ。現在もやっておられるんですけども、そういったことで、先ほども改修等について支援をしていくと申されておりました。今後において、そういったことに対して、やはり空き家を資源としての活用方法として捉えていただいて、取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） おっしゃっていただいているとおり、地域の賑わいづくりの拠点というところにも空き家としては活用できるのかなと、そんな

ふうに思っています。

移住者の部分で定住をしていただく空き家というところもございますが、地域の例えば高齢者の生きがいをつくるための寄り合いをするところ、そういったところも十分想定ができますので、その辺の想定も含めた今後の対応を考えていきたいというふうに思います。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 先ほども鎌田部長のほうから答弁もございました。空き家・空き地については地権者がございます。そういったことから、取り扱いにくい、また慎重にならざるを得ない物件ではないかと思うんですけれども、特に懸念です。ね、空き家・空き地には樹木が繁茂しております。また、近年、特に鳥獣のすみか、タヌキであったり、イタチであったり、またイノシシであったり、シカであったり、そういったすみかとなっております。近隣の方々が農作物への被害も発生して大変迷惑がられておるケースもございます。そういったことに対して、部長のほうから、危険空き家とみなした場合に撤去もできると。そういった答弁もございました。特定空き家、そういったことに講じられる措置もございますけれども、本当に地権者の方々にそういったことで勧告、いわゆるイエローカードであったり、レッドカードをお渡しして撤去していただくことが、これが一番いいんですけれども、そのあたり、やはり市としてもしっかりした考えを持っておかないと、ぐあいが悪いんじゃないかなあという点がございます。

そういったことで、もう少し詳しくお聞きをしたいんですけれども、当然のことながら、よく言われております代執行ができるのかどうかということでございます。そのあたり、ちゅうちょすることなく、そういうことができるのだったら、法的にですね、お願いができるのかなあと思うんですけれども、難しい点はございます。確かに難しい点はございますけれども、財産としての扱いがございしますので、そのあたりも鑑みて、先ほど申しました地域の人たちのやっぱり環境のことも考えていただいたり、景観のことも考えていただいた上で取り組んでいただくようにならないかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） おっしゃるとおり、個人の財産でございしますので、なかなか踏み込めない部分というのが当然でございます。おっしゃったとおり、個人の管理上の問題が一番の問題でございしますので、管理上建物が再利用できる場合は再利用できる。あるいは今おっしゃったように草木が生えてしまって、その管理も当然

個人さんの管理が第一優先でございますので、その辺の指導というのは当然まずは所有者がわかり次第、指導というものはさせていただいております。その指導をしながら、強制的にやっていきますと、どうしても費用がかかってしまいますので、そうやっていきますと、その費用というものの徴収という問題が出てまいります。あくまで個人の財産を個人で守っていただくというのが大前提でございますので、管理不全をとにかくなくして、きちりした管理をしていただくというのが目的での指導というのがまず大事やと考えておりますので、最終的な法手続というものは確かにございますが、そこに行くまでの手段というものが一番大事なかなというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 少し費用の面でお伺いをしたいと思うんですけれども、まず空き家の撤去費についてでございます。個人の財産ということで、それぞれ地権者の方が負担を負われるわけでございますけれども、私も見積もりをいただきました。というのは、近くにそういった空き家がございまして、どのくらいかかるんやなという話を業者の方をお願いをしたんですけれども、約50坪の家なんです。大変立地的な条件が悪うございまして、撤去して搬出するのもそういった運搬費がかかるということで、大変高額ではございますけれども、50坪で約140万円ということでございます。そういったことで、大変高額ということの負担、そして、やはり更地にした後の、先ほども答弁があったんですけれども、その後、やはり更地になった場合の固定資産税の関係がございまして、そういったことで優遇措置もございましておっしゃっていただいたんですけれども、そのあたり少し数値が違っていたら申しわけないんですけれども、やはりそういった場合に固定資産税が4.5倍になるというような算出もされておるようでございます。そのあたり少し詳しく言っていて、皆さん方の御理解をいただいたらなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 空き家等の特例措置の関係の小規模住宅用地の特例の部分だと思っておりますけれども、要は空き家でも200平米以下の部分については、固定資産税6分の1というふうな適用になっておるわけなんですけれども、この空き家が危険空き家と判断したときはどうするのかということで、それも関係課の中で整理をさせていただきまして、要は市のほうの立入調査、助言、指導、勧告まで業務が進んでいきます。その中で所有者の方に通知が行くわけなんですけれども、取

り壊すか、修理をして危険じゃないようにしてください、どちらかにしてくださいというようなお願いをするわけなんですけれども、家屋を取り壊される場合、それと何もされない場合については、その6分の1の適用については除外というようなことで、要は建物はあるんだけど、その適用にはならないですというようなことで、未対応のときもそういったことになると。唯一改善をされまして、ちゃんとした危険じゃない空き家に修理をされた場合につきましては、そのまま6分の1の適用は継続するというような判断をさせてもらいまして、そういった対応で税としてはやっていくというような予定にしております。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 撤去した後の更地にした場合のことを私はお伺いしたんですけれども、4.5倍ということは、それでいいんですか、固定資産税の。間違っていたら訂正していただいたら結構です。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 今申し上げましたのは危険空き家と適用された場合、これは居住用財産の特例がございまして、4分の1とか6分の1になります。ただ、今、更地にされた場合、これは目的によってそのままになりますので、本来軽減はございません。ということで、通常の宅地の価格での固定資産税の課税ということでございます。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） やはりそのあたりがネックかなと思うんですよね。やはり更地にして、税が上がればそのまま置いておこうかと。これは個人的な考えかもしれませんが、そういった部分があるかと思うんで、少し優遇措置といたしたら、国の施策ですから、そういうわけにもいかないと思うんですけれども、何か考えていただくということも手だてじゃないかなと。危険空き家、またそういった空き家が増えないということも考えていただく、それに繋がっていくんじゃないかなということなんですけれども、そのあたり考えていただいたらなと思います。

それと、もう1点、先ほど答弁の中に、それぞれ空き家についてはいろんな目的がございまして。今回の空き家の対策法の目的、先ほども述べられておったんですけれども、地域住民の生命または財産を保護する。また、大きく5点なんですけれども、2点目といたしましては、地域住民の生活環境の保全を図る。3点目といたしましては、空き家などの活用を促進する。また、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。そして、最後に、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する。

先ほど述べていただきましたけれども、そのような目的がございます。

その中で、答弁の中で、それぞれの担当部局にまたがっとなやという話がありました。やはり空き家を今後考えていく上で、昨日も質問があったようですけれども、やはりそういった空き家に対してスピーディ、迅速に取り組むためにも、ワンストップサービスといったような取り組みが求められるんじゃないかなと思います。それほど大きな組織でなくてもよろしいんですけども、何とか専属の部署ができたらなと私はそういったことを望んでおるんですけども、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） おっしゃるように、ワンストップサービスというのは非常に重要だというふうに我々も考えております。ただ、市民の皆さんがどちらに行くんや、危険空き家は建設部やと、そういう話にはなかなかかなり得ないということで、まずはまちづくり推進部のほうが窓口となって、市民の皆さんが何をお話になりたいかということについての案件の精査をさせていただいて、市民協働課が建設部だったり、あるいは市民生活部だったりの職員とともに、現地に出向しながらその対応をするというところで、ある意味ワンストップサービスに近い形で対応したいというところで進めております。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） それでは、次のコンビニでのマイナンバーということでお伺いをいたしたいと思います。

私も先般この質問をするに当たって、経験をしておこうと思ひまして、まずはマイナンバーカードをいただきました。その後、コンビニへこのマイナンバーカードを持って行きまして、どういった手続で住民票等々の交付ができるのかなあと、いただけるのかなあとと思って参りました。ちょうど私は住民票をいただいてまいりました。まず、カードをこうかざすわけですけれども、かざしたら次々と操作方法が出てまいります。そういったことで、私もちょうど老眼鏡を持ってなかったもんですから、どうするんやということでコンビニの店員さんにお伺いをいたしました。コンビニの定員さんも大変懇切丁寧に教えていただきました。初めてなんですということで、初めて私も経験させていただきますんで、一緒に勉強させていただいたらなということで、丁寧にやっていただいたということでございます。

まず第一に考えられることは、少し画面が小さいのかなあ、読み取りにくいかなあというような思いがしております。それは、それぞれ私も眼鏡をかけてなかったということもあろうかと思うんですけども、お年寄りだったら少し見づらいのか

なと思うんですけれども、先ほど申しましたように、コンビニの定員さんが懇切丁寧にアドバイスをしていただくということが一番求められるんじゃないかなと。

次には、やはりマイナンバーでパスワードがございます。そのときは、やはり教育をされておりました。そのときには私は後ろを見ておりますのでということで、パスワードを打ち込むときにはしっかりとそういったことには触れないということで、取り組みをしっかりとやっていただいていたんじゃないかなと思います。そういったことにおいて、今後において、やはり交付をしていく上において、少し取り組みについてお伺いをさせていただきたい。再質問をさせていただきたいということでございます。

まず、1点目は、大事なことですけれども、お伺いをいたします。職員がどの程度申請をされておるか。そういったあたりは確認はできておりますか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 職員がどの程度登録をしているとかということについては、現在のところ、把握はしておりません。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 大事な部分なんだろうと思うんですよ、私はね。やはり職員の方々が申請していただいて、職員が市民の皆様方にこれは便利ですよと言って、先頭となって利用拡大に努めていただくのが、これいいんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり、職員の方々がわからないというんだったら、これはおかしいんですよ。住民の方々に申請してくださいというのは、少しね、そこまで追及はしませんけれども、それぞれ個人の申請ですから追及はしませんけれども、やはり率先して職員の方々が申請するというのが、これが常じゃないかなと思います。そういったことで是非とも全員の方々が持っていて、これだけ便利ですよ、マイナンバー持っていていただいたら、これだけ便利ですよ。そのわかり先ほど言われましたように、当然不利益をこうむることもございましょうけれども、それはそれとして、クリアできる点がございますので、そういったことで職員が持っていないというのはおかしいんじゃないかな。そのあたりいかがですか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 一人一人が取っているか取っていないかの確認はしていないわけなんでございますが、市の内部の会合におきましても職員がマイナンバーの申請を行うようにというようなことで、こちらのほうからも依頼させていただきました。それが前回1回だけだったんですけれども、今後については定期的に会合

がたびにそういったことを職員に対しても促していくというふうなことが必要であるというふうには十分考えています。

それと、住民さんに周知をする場合につきましても、機械でこの画面が出たらこう押して、こう操作してというようなことも大事なんですけども、実際に利用された方々の御意見とかいうのも、そういったPRのチラシとかパンフとかに載せていけば、より普及が図れるんじゃないかなというふうには思いますんで、そういったPRのほうも工夫してどんどんやっていきたいというふうに考えます。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） それでは、最後の質問になるうかと思うんですけども、推進する上において、やはり財政難ということも考えて、先ほども答弁されましたけども、職員、臨時も含めて定数の削減、また事務の効率化をお考えであるならば、やっぱりコンビニでの交付をさらに進めるべきであろうかなと私は思っております。

そこで、以前、御提案のございましたコンビニでの低料金制度について、再度の提案の取り組みをお考えかどうか伺って終わります。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） マイナンバーに伴いますコンビニの手数料、これは3月議会でいろいろとお世話をいただいたところでございます。これにつきましては、やっぱりマイナンバーの必要性、利便性、そしてまた行政全体の効率化を図る上で、今後も検討していく課題ではないかと思っております。今後も研究の上、また御談をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） これで、12番、高山政信議員の一般質問を終わります。

午前11時15分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前10時54分休憩

午前11時15分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、大畑利明議員の一般質問を行います。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。私は、地域医療の充実と穴粟総合病院の改革プランについてお伺いをしたいと思っております。

国におきましては、持続可能な社会保障制度の確立をうたいまして、社会保障改

革関連法が相次いで成立をいたしております。その改革の基本的な考え方は、医療・介護・年金など、あらゆる社会保障の削減を目的とするものと言えます。医療の分野においては、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、また、高齢化の進展に対応する地域包括ケアシステムを構築し、地域に必要な医療を確保するとしています。

しかし、現実には、診療報酬の引き下げや、急性期のベッド数の削減など安上がりの医療・介護の提供体制を構築することを目的としていると言わざるを得ません。そして、昨年3月31日には、このような社会保障制度改革と連動しながら、公立病院のさらなる経営の効率化や二次医療圏域における病院間の再編、ネットワーク化、経営形態の見直し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化など、四つの視点に立って公立病院の改革を求める新しいガイドラインが示されました。

新しい公立病院改革プランは、県が定めます地域医療構想との整合性を図りながら、2025年における公立病院のあるべき姿と、二次医療圏域での役割など、宍粟総合病院の将来像を示すプランの策定が必要とされています。

宍粟総合病院は、地域における中心的な公的医療機関として、僻地医療や救急を初めとする不採算医療など、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、現状では経営の悪化や医師不足などのため、医療提供体制の維持は極めて厳しい状況にあると言えます。

新しいガイドラインに基づき策定します公立病院改革プランの方向として、最も重要となることは何でしょうか。それは、地域の状況を適切に理解し、公立病院の果たすべき役割を定義していくことだと考えます。

そこで、質問をいたしますが、宍粟総合病院の新たな病院改革プランを策定するに当たり、次の四つの視点について、病院事業管理者である市長として、どのようなお考えをお持ちか、お伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、地域医療構想を踏まえた役割の明確化と在宅医療への役割です。とりわけ地域包括ケアシステムとのかかわりについて、どのようにお考えでしょうか。

2点目は、経営効率化に向けて現状の課題分析と今後の方向性について伺います。

3点目は、二次医療圏域の中核病院として、他の医療機関との再編やネットワーク化について、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

最後、四つ目には、経営形態の見直しについての考えをお持ちかどうか、お伺いをします。

以上で1回目を終わります。

議長（秋田裕三君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 大畑議員から地域医療の充実、あるいは公立病院の改革、この点について、大きく4点御質問をいただいております、御答弁をさせていただきたいと、このように思います。

まず1点目のことではありますが、県の地域医療構想につきましては、8月をめどに提示される予定と聞いておりますし、そのような状況で現在進んでおると、このように認識をしております。

この構想を踏まえた改革プランの策定となりますが、地域、圏域における中核病院として二次救急、小児医療及び周産期医療を担うことが総合病院の役割と位置づける中で取り組んでおりまして、このことは今後におきましても同様と、このように捉えております。

在宅医療に関する役割につきましては、5階の地域包括ケア病棟を在宅復帰に向けた回復期病棟として急性期病棟からの患者を受け入れ、リハビリを中心に早期在宅復帰に向けた取り組みを実施しているところであります。

4月からは訪問看護ステーションを開設しておりまして、地域連携室を中心に病院と訪問看護ステーションが連携して早期退院を支援していく。また退院後の在宅療養において医療が必要となった場合は、総合病院と市内開業医が連携する中で必要な医療を提供していき「ときどき入院ほぼ自宅」といったシステムをつくるのが地域包括ケアシステムの構築に繋がるものと、このように考えています。

2点目の効率化に向けた課題分析と今後の方向についてではありますが、7対1看護基準及び病床数の見直し、あるいは地域ケア病棟施設基準の見直し、必要な診療科と医師数等を県の地域医療構想との整合も図りながら、地域、圏域における役割と施設基準、あるいは診療報酬等を総合的に勘案しながら経営の効率化を図っていききたいと、このように考えております。

収入の確保には医師の確保が最優先課題でありまして、とりわけ穴粟市のような高齢化率の高い地域においては、整形外科あるいは泌尿器科への需要は非常に高い状況でありまして、これら診療科の充実に向けた大学病院の医局への要望については、今後も粘り強く続けていくことが大事であろうと、このように思っております。あわせもって基幹型臨床研修病院としての研修医の受け入れに積極的に取り組む中で、将来の医師確保にも繋げていきたいと、このように考えております。

一方、支出の抑制に向けましては、医療機器でありますとか、あるいは診療の材料、薬剤についての調達方法の検討を行う中で、費用の抑制をさらに図っていきたいと、このように考えております。

3点目のネットワーク等々であります。宍粟総合病院の地理的な環境からすると、隣接する病院との再編・ネットワーク化は、非常に難しい状況にありますが、それぞれの病院が特色を生かして機能分担を行うことで、ネットワークの充実を図りたいと、このように考えております。とりわけ宍粟総合病院は、小児・周産期医療については圏域内での役割は非常に高いため、今後も引き続き圏域内の需要に応えることで、より連携を図っていききたいと、このように考えております。

市内開業医の皆さんとは、かかりつけ医と二次医療機関として、また、市外の医療機関とは二次と三次医療機関として、それぞれの機能分担の中で連携を図っておりまして、今後も引き続き連携のさらなる充実を図りたいと、このように考えております。

また、圏域は異なりますが、隣接する中播磨圏域の神崎総合病院との医療連携に向けた協議を今現在進めておりまして、今後もその協議を進めていききたいと、このように考えております。

4点目の経営形態の見直しのことです。現在のところにつきましては、市が行うことが必要な公的医療の提供として、その役割も十分捉えておりまして、現在そのように認識をしておるところであります。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、再質問をさせていただきます。

実は、この総合病院の関係は、担当委員会でもございまして、事務部長とは十分委員会でやりとりできますので、今日は管理者であります市長と是非議論させていただきたいなということを最初に申し上げておきたいというふうに思います。

先ほど今度の改革プランの四つの視点についての話がございましたが、感想を聞いてまして、何か現状のお話をされているなというふうに捉えました。今度の改革プランは非常に厳しい内容です。その辺に対して、現状の中での課題、それから今後宍粟総合病院が迫られてくるいろんな改革に対しての気構えがどの程度おありなのか、その辺、少し踏み込んで話を伺っていききたいというふうに思うわけですが、私たちが望む望まざるにかかわらず、もう国は在宅医療への方向を明確に打ち出してあります。

総合病院は、先ほどもあったように、急性期病院を中心として地域の中核病院としての役割を持っていますが、国は、今後の2025年の需要を見越して、人間誰もが亡くなっていくわけですから、相当な死亡者が増えていくと。どこで死を迎えるのかというところで、国はもう方向性を出しています。それは在宅の方向ですよ。ですから、先ほども言われたように、ときどき入院という形が望ましいということで、急性期医療につきましても高度急性期に、それは集中的に特化していくと。だから、宍粟のような一般的な急性期はベッド数を減らしますよというふうに言っているわけです。そういう中で、本当に今後も今と同様のやり方でもつのかどうかというところが非常に僕は心配です。

県の医療構想が8月に示されるというふうにおっしゃっていますが、最終的にはそうかもわかりませんが、もうこの新しい改革プランは昨年度と今年度と2年のうちに策定せなあかんかったわけです。もう早くにそういう国の動き、県の動きをつかんでいる自治体病院は、もうプランをつくっているところもあります。ですから、今から考えるではちょっと遅いと僕は思いますね。

ですから、今から何点かちょっと申し上げますので、それについてお答えいただきたいんですが、2025年の医療需要から考えて、7対1看護体制、これについては削減するというふうに言っているようです。当然ベッド数を減らすと。それから病床の機能区分についても再編を考えているというのが、国県の考えのようです。病床機能の区分といいますと、今、急性期等、それから在宅に向けた療養型包括ケア病棟というふうになっておりますが、総合の場合は150床が急性期病床です。残りの55床が回復期の療養病床というふうになっておりますが、この急性期の病床数を減らしていく、さらに病床機能をもっと区分を再編しますよと言ってますね。だから、高度のほうに急性期はシフトしていったって、一般病院のところは急性期から亜急性期、回復期というふうにどんどん在宅の方向のベッドに変えていくというふうに言っているんです。ですから、同じようなやり方で今後もやりますということは、この改革プランにそぐわないと私思うんですが、その辺についていかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 少し観念的なことになりますが、前段でありますけども、先ほどおっしゃったように、2025年には国全体で高齢者が2,200万人になると。そういった中で、いわゆる4人に1人が75歳以上になっていくと、こんな状況をにらんで、いわゆる超過高齢化社会が到来してくると。先ほどおっしゃったとおり、医療や介護や福祉サービスへの需要がますます高まってきて、いわゆる社会保障の財政、

そのバランスが崩れている中でこの改革プランが出てくるという、こんなことも先ほどおっしゃったとおりだと、このように思っておりますし、私自身としては、先般も全国市長会の中で、その分科会の中でもいろいろありまして、これからいよいよこういう社会の中で、これまでは治すという医療から、そういう医療から実は治し、支える医療へ向かっていく、この方向が実は望ましいのではないかなど。そのために自治体の病院がどういう役割を持っていくかということが、まさにこれからいわゆる御質問の中にあつたように、地域医療構想を踏まえておのこの自治体病院が考えていくんだと、こんなことがあつたところであります。

具体的に、今おっしゃつたように205床のこのことについてどう検討するか、150と55床、このことが具体的に詰めていくことではありますが、在宅という方向の中で、これは今日のところは答えは持ち合わせておりませんが、まずその検討をしていくだろうと。それから、同時に、経営の観点からも7対1の看護のこと、あるいは10対1になるのか、そのことがおのずと当然出てきますので、そういったことも相まって検討しなくてはならないと。

それから、もう一つ、あわせもって回復期、いわゆるおっしゃつたように、在宅へ向かうための回復期の充実をどう図っていくか。具体的に申しますと、私はこれからはそういったこと、その方向に向かって我が自治体病院の総合病院がどういう役割を担うかということについて、さらにもっと明確にしていく、これが今回の改革プランの中で大きな意味づけを持っておると、このように認識をしております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 国がこういう在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築というものを示してまして、これはイメージ図でございますけども、この中にもどこに住んでいてもその人にとって適切な医療、介護サービスが受けられる社会にしていこうということが言われています。

病気になったら、急性期病院、救急であつたり、手術の措置をしてもらう。そして、今あつたようにこの期間も今、入院の在院日数、総合の場合13日か14日が平均でございますけど、これも9日ぐらいから以降は診療報酬を下げるといふうに国は明確に言ってますから、急性期で病棟であまり長いことおれない。ですから、療養のほうにどんどん移行して行って、そして地域に返って地域の開業医さん、あるいは診療所、そういうとこと、それから訪問看護のサービスを利用しながら地域で暮らしていくということがイメージされていると思うんですね。

しかし、本当にそれで宍粟市、このとおりでいいんだろうかと。今の市民のニー

ズがどういうところにあるのかなというふうに考えたときに、その急性期の病床、国は減らしていくと言ってますけど、本当に減らす現状なのかどうかということがありますね。ですから、そこはもう本当に急性期と、あとのそれ以外の機能を持った病床をどうするかというのは、是非本当に真剣に考えていただきたいというふうに思うんです。

私は、これまで全然実施をされていない、まず市民へのアンケート、これしっかりとしていただきたいと思うんです。病院に伺いましたら、入院されている方、あるいは外来の方に満足度のアンケートをとられております。でも、それは病院へ行かれた方です。しかし、宍粟市に住んでおられる方が、今後総合病院はどういう病院であってほしいというふうにお考えなのかということをしかりアンケートをとっていただきたいというふうに思うんですが、その辺市長、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） アンケートのお答えの前に、先ほど冒頭にもおっしゃったとおり、これからはやっぱり人生の最後を迎えていく、尊厳を持ってどう最期を迎えていくか、そのために地域医療をどう捉えていくかということ、この議論は非常に大事なことだと思っておりますし、そのことを考えると総合病院の役割とは一体何だろうかと。150床でいいのか、55床でいいのか、いや、55床を100床にするのか、こういうことはこれからの議論だと思うんですが、私、今考えておりますのは、それぞれ姫路日赤でありますとか、国立病院とか、そういったところの役割と総合病院の役割と明確にはもう当然なっておりますが、そういうことの役割をさらに明確にして、これからの総合病院の歩むべき道筋をこのプランの中ではっきり示す必要があると、このように考えております。

私自身がいろんな方々からお聞きするには、総合病院はやっぱり安全・安心の砦やと、こう思っています。多くのほとんどの市民の皆さんが。じゃあ、その砦とは一体何かということについては、今度のプランの中で十分議論する必要があるだろうと、このように考えております。

また、医療でも冒頭申し上げたとおり、この圏域の中で小児科あるいは周産期のことについては非常に圏域自体の中でも大きな役割を持ってありますし、さらにまた透析のこと、あるいは他の診療科、整形外科とか、そういったところのいろんなことの総合科としての役割はどこまで必要なのか、そういったところも含めて今後このプランの中で十分議論を踏まえていきたいと、このように考えております。

その上で、市民へのアンケートが必要なかどうか、このことについては少し課

題とさせていただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） アンケートのところはちょっと最後濁されたんですが、私はそこが非常に重要でしてね、市民にとって、この今の流れ、在宅医療から包括ケア、この流れもしっかりと市民の皆さんに説明していかなあかんし、実際、病院で亡くなるよりも、やっぱり訪問看護サービスを受けながらとか、あるいはみとりという形で家で家族とともに最期を迎えたいという、そういう意向も非常に強まっているのは事実ですから、本当にそういう意見がどのくらいあるのか。しかし、一方で周産期とか小児科以外の整形であったり、内科だったり、そういう急性期を望んでおられる方がどのくらいあるのか。そういうところもやっぱり、ベースはやっぱり市民、市民病院ですから、公立総合病院ですから、やっぱりその意向というのは十分聞いた上で、改革プランにそれを全て反映できるかどうかは別としましても、やっぱりベースはそこは非常に大事だと思うので、ここは検討ですけども、前向きに検討していただだけませんか。もう一度お願いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先般、ある情報誌の中で在宅というんですか、最期のところは家でということが大体国民の6割程度だというふうなことまで、ある情報誌で出ておりました。どうしても病院ということも当然ありますし、人間の希望として家で何とか畳の上でとか、こういうことが出ておまして、恐らく市民の皆さんもざくっと見まして、そういう方向を迎えておるのが大体6割ぐらいいらっしゃるのかなと、国全体のことから見ますと。

そういうことからすると、2025年に向けてもそうではありますが、我が総合病院の立ち位置、これまでの立ち位置を振り返りながら、これから特に周囲の医療環境の状況であったり、あるいは人口動態であったり、さらにまた疾病ごとの患者数の動向、さらにまた各種データを参考にしながら、少し中長期的な構想を今回しっかり定めなくてはならない、このように考えております。

そういう意味では、市民の皆さんのそういうデータをしっかりとれと、そういう意味ではアンケートだと、このようにおっしゃる意味はわかります。少し前向きな方向で検討させていただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 是非そこは行政の全てに関することですが、やっぱり市民の意向というのは非常に大事にしていく、それを基礎として考えていくという制度設

計、是非お願いしたいと思います。

少し市長も今の総合病院の役割、ベッド数、現状でいいんだろうかということも考えていくというふうにおっしゃいました。当然これは考えていかなきゃいけませんし、当該委員会でもいつまでも総合診療科でいいのかという意見も出てまいっております。

そこで、少し経営のところに踏み込みたいんですが、現在、一般会計から繰入額が年間6億円ございます。それだけ入れて十分な医師が、常勤的な医師が確保できない。その結果、病床利用率が3年連続70%を切っております。70%未満です。60%台ということございまして、経常収支比率、経営指標の数字でいいますと、総合病院の経常収支比率、これ100以上が黒字になるんですが、残念ながら平成27年度95.4です。これは相当な赤字です。年間6億円入れてもなお赤字ということです。いかに黒字化を目指すのか。先ほど経費の節減を図るという提案もございましたが、機器や薬剤程度のことで、これはとても追いつかない金額だというふうに思っています。

今度の改革プランは、努力しますということではなしに、具体的に100を超える、黒字化する数値目標を定めろというふうにプランでは言っています。それはどう、定めるだけはいけません。定めたら、その具体的な道筋を示せと言うとこまで言っています。そういうことに対してどう考えていかれるのか。

交付税も今許可ベッド数205ですね。これに対して1ベッド当たり70万とか何とかいう形で交付税がおりてるようですが、これも国はもう交付税の算定を変えると。許可病床数じゃなくて、稼働病床数に変えるんだというふうにも言っておりますから、休眠病床があればますます交付税も減額されるということで、経営的にも今後厳しくなるわけですから、その辺、今後十分検討するレベルではないというか、本当に腹をくくっていただきたいというふうにも思っています。

これも一つ提案なんですが、私たちの委員会の中でも意見が出ておりますが、やはり病院の中に経営のコンサルタントがいないと僕は思うんです。行政の職員には悪いですが、事務長とか行かれて一生懸命やっておられますけども、やっぱり外部の専門家による経営診断を導入すべきではないかという意見が非常に多くございますが、この辺についての市長のちょっとお考え、伺いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） このガイドラインに基づく財政措置については一定の承知をしておりますが、私は総合病院が黒字、今現状はそういう状況であります、冒頭

から申し上げておりますとおり、今日的に宍粟市の状況を見たときに、医療体制を整える中で、総合病院の役割というのは市民の皆さんに大いなる期待をなされておると。したがって、端的に申し上げまして、税の投入はやむを得ないと、こういうことについては市民の皆さんにこれからも理解を求めていかないかん。ただ、のべつついまでと、あるいは何ほどもというわけにはいかないの、できる限り改革をしながら、より健全化を保っていく、これは当たり前のことであります。

そういった中で、先ほどおっしゃったように、例えば経営のコンサルタントをどうだということではありますが、前回の定例議会の中でも総合病院のことで議員の皆さんからいろいろ御心配なされて、そういったこともどうだということではありますが、今現在病院とも調整する中で、今度の改革プランの策定の中にも少しそういった方々も入っていただく中で、このプランを策定していきたいと、このように考えておりました、必ずしも専門的なコンサルを入れるとなると、なかなかいろんな面のハードルも高い部分もありますので、少し財務的に強い方、あるいは専門的な要素を持っていらっしゃる方を含めてプランの策定の中へ入っていただく中で御意見をいただこうと、こういうことで進めておりますので、そういう方向で進めていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。そういう専門家を入れるというのは今日の大きな一歩かなと思うんですが、もし入っていただけるんなら、非常に厳しい意見をお持ちの方を入れてくださいね。行政に都合のええような方ではちょっとね、これは本当に先行き困ると思いますよ。だから厳しく、もう耳が痛いというぐらいの人を入れないと難しいと思いますので、是非その辺人選も含めてよろしく願いしたいと思います。

それから、もう一つはネットワーク化の話で、これも今度の改革プラン、非常に厳しいことを言っているんですね。過去3年連続70%未満の病院については、待たなしで統廃合や機能分担を求めるといふふうに言っているんですね。でも、先ほど市長の答弁では、それぞれの特色を生かしたネットワーク化で対応していきたいというふうに言われましたが、それぞれの特色を生かしたネットワーク、もう少し具体的に、どこの病院がどういう特色を生かしていくのか、どういうネットワーク化をするのか、もう少し具体的におっしゃってください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 元へ戻りますが、経営のコンサルタントの話に戻りますけど

も、そういう経営の専門的なコンサルタントを入れるというんじゃないし、少し市内あるいは近隣の方でも、より経営にも専門的な方がいらっしゃる、そういった方の人選と、このように理解をいただいたらと、このように思います。

全く行政ばかりに、あるいは素人ばかりというのではないと。これまでとちょっと視点を変えた人選をしていきたいと、このように捉えていただきたいと思います。

ネットワーク化については、財政措置の中でも御覧のとおり、再編ネットワーク化をやって、経営形態の見直しをやって、さらに財政支援もする中で効率改革しなさい、こんなふうに出ておりますが、特にこの圏域の中では姫路圏域、あるいは赤穂、あるいは相生、あるいは先ほど申し上げた少し圏域が違いますが、神崎総合病院とか、そういったところのネットワークも当然ありますし、役割分担もありますし、そういうことも含めて今後ネットワークについても、より協議をしていったり、充実をしていって、それぞれの機能分担を図っていくと、このように捉えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 二次医療圏というのは西播磨の中の圏域だと思うんですけど、そこから少し踏み出て、三次の部分、あるいは二次の隣接の神崎とか、そういうところとの連携ということですが、具体的にどういう連携をするんかが見えないんです。だから、宍粟だったら小児科とか周産期、非常にそこがすぐれていて、今そこで何とか病床の利用率を保っているんですが、ほかちょっと弱いところについては、医師確保が難しいので、それはその整形の分野はどの病院に委ねようとしているんだみたいなね、具体的な形、ネットワークが見えるようにやっぱり出してもらわないと、単なるネットワーク化と言われてもちょっとわからないので、またそれは今日は難しければ、またお示しをいただきたいと思いますというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 具体的なことになるかどうかわかりません。一例であります、例えばツカサキ病院等いろいろあって、例えば脳外科病棟とのかかわりの中で、一定の回復期になった場合に、リハビリも含めて総合病院の役割も担ってくるだろうと、こう思っております。当然総合病院でその役割を担われない部分は高度医療でやっていただいて、あと回復期をどうするかと、こういうネットワークがこれから必要になってくる、そういうことの役割も明確にしていく必要があるだろうと。

一例であります。そういったことも含めて、今後より具体的にはまた議会のほうへも、また担当部局から逐一情報提供しながら、またいろいろ御意見をいただきながら進めていきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、もう一つ、経営形態のほうに話を移らせていただきたいと思いますが、今、公営企業法の一部適用ということで、財務的な適用を受けておまして、市長が病院の事業の管理者という形ですが、やっぱりなかなか大変でしょう、専門的な分野ですから。これ今、全国的な公立病院の流れとしては、実質公営企業の全部適用に向けて進んでますね。ですから、専任の病院事業管理が病院経営を行うという、そういう体制を考えるべきじゃないでしょうか。どうでしょう。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどおっしゃったとおり、大変申しわけないんですが、もっと私自身も勉強せないかんですが、おっしゃるとおり非常に厳しいところがあります。専門的なところでわからないこともあります。冒頭ちょっと申し上げたとおり、市長会の中でもいろいろ分科会で勉強しながらやっておるんですが、私もそのことも十分、そういう方向も承知しております。それがいいのかどうか。今のままがいいのか。これも今のところ私は結論を持っておりませんが、今後どうあるべきなのかは十分自分なりにも検討したり、あるいは市としても将来に向かっての検討課題とさせていただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） もう時間がありません。大変大きな課題でちょっとこれだけの時間で全体ということにはなかなかかなりにくいので、また委員会でもより議論させていただこうと思いますし、また会派の代表質問なんかでも取り上げさせていただこうと思います。

最後に、3点ほどちょっと御提案申し上げて、市長の考えを伺いたいというふうに思いますが、一つは、病診連携を図るべきだというふうに思っています。病院と診療所、診療所というのは開業医も含めた話でございまして、まず患者の皆さんとか市民の方が住んでおられるところについては、かかりつけ医が中心に健康状態や病状の把握、健康管理を行っていただく。そこから、より精密な検査とか入院治療、そういうものが必要な場合については、総合病院の各専門医に紹介をいただいて、総合病院がその担当をするという、二次の役割、そして、高度な脳外科とか高度医

療に関しては先ほども出ましたツカサキ病院でありますとか、姫路のほうの三次に繋いでいくというような、その連携をしっかりとつくっていただいたネットワーク化といいますか、そういうものを一つつくっていただきたいなというふうに思います。

そういうことをやるためには、病院と行政分野の連携をもっとしっかり綿密にとっていただきたいというふうに思います。病院は病院で地域連携室があって連携しているというふうにおっしゃってますけど、一つ例を挙げれば、訪問看護ステーションの設置の問題、訪問看護サービスをどうするんかということは健康福祉部門だけで進められていたというふうに印象を受けています。それから、市民の健康増進や、そういう地域での医療とか介護のサービスの問題と総合病院がその中でどういう役割を果たすのかということは、病院と行政の健康福祉部、そういうとこの日常的な僕は連携、それがないと進んでいけないというふうに思いますので、それが2点目です。

三つ目には、先ほど今後も医師の確保というふうにおっしゃいましたが、なかなか難しいだろうというふうに考えています。そういう意味で、これ一般の外来診療では、さまざまな症状を訴えられる患者さんがたくさん来られると思うんですが、それぞれ専門の科に医師を配置してというのは非常に難しいというふうに思いますので、やはり地域包括ケアシステムのことも含めてであります。総合診療科というものの設置をしていく必要が来てるんじゃないかなというふうに思っています。それぞれ専門的な医師を確保していくのではなくて、総合診療医といいますか、そういうものを確保の検討をすべき時期に来ているんじゃないかなという、この三つ御提案をさせていただきたいと思いますが、最後、御答弁お願いいたします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ごく簡単に。総合病院はいわゆる診療所等、あるいは開業医の皆さんとの連携は、これは当然必要でありまして、地域連携室が中心になりながら、またこの4月からは副院長がその長になっていただいて、それぞれ勉強していただくようにする。

ただ、勢い進んでおりませんが、今後さらにネットワークを図っていく必要があるだろうと。そのことが総合病院と一次、二次、三次へのいろんな関係が繋がっていくと、このように思っております。

2点目の日常的な連携、当然、市民の健康あるいは医療体制をするのは行政でありますから、その所管が健康福祉部でありますので、健康福祉部と医療機関との連

携は当然でありますので、今後さらなる密に連携をするよう、また指導もしていきたいと、このように思っています。

3点目につきましては、医師の確保が非常に厳しい状況でありまして、院長を中心に、あるいは私自身も院長と同行しているなどこへ行っるとる現状はあるんですが、なかなか厳しい現実であります。

そういった中、国もようやく総合医というものが一つのセクションとしてできつつあることは御承知のとおりであります。ただ、これも今後総合医としてのやつは、どうも聞いておりますと、これから10年ぐらいかかりそうだということですが、その専門医としての、科としての認定でありますけども、今おっしゃったように、開業医の皆さんはある意味総合医的な役割を持っていただいております。そういったことの診療科を設けてはどうかということですが、これは今日の段階では、はい、やりますとか、やらないということはいえないんですが、今後、必ずこのことも総合病院のあり方を含めて検討課題に出てくると思いますので、その方向で今後またそのことも視野に入れながら、検討を加えていきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 今日具体的なお答えはいただけませんでした。今後また議論を進めていきたいというふうに考えます。

いずれにいたしましても、地域の状況あるいは市民のニーズ、そういうものを的確に把握をしていただきまして、総合病院の果たす役割、それをしっかり定義をしていただきたいということをお願いして終わります。

議長（秋田裕三君） これで、6番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前 11時52分休憩

午後 1時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、飯田吉則議員の一般質問を行います。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 5番、飯田です。一般質問を行わせていただきます。

大きく2点について、お伺いいたします。

1 点目、一宮北小学校のプールの建設と夏休み中の対応についてということで、お伺いいたします。

一宮北中学校区の3小学校がこの平成28年度4月から新しく一宮北小学校としてスタートいたしました。私もできる前の委員会等々に傍聴に行かせていただきまして、いろんな議論の中を見ながら現在に至るわけですけれども、紆余曲折の中で統合されまして、最近、近所の子どもさんにお伺いすると、大変楽しいという声を聞きましたので、これはこれでよかったなというふうに考えております。

そんな中ですが、当初にプールのことにつきまして、善意の方から農地を御寄附いただいたということで、その農地転用などについての手續上、同時に着工できないということで、まだ遅れていると。その時期がいつなのかなということはまだわからないと思うんですけれども、この夏の学校授業では旧三方小学校のプールを使用してということをお聞きしております。しかしながら、夏休みと言え、はっきり申し上げましてプール、水遊び、これは本当に子どもたちの楽しみのメインであろうと思います。それについて、旧小学校のプールが使えないかというようなことについて、地域や保護者から恐らく問い合わせがあったと思うんですけれども、私が聞くところによりますと、教育委員会のほうから使用できませんよという回答しかいただけなかったというふうに聞いておるんですけれども、それについて、そのとおりなのかなということをお伺いしたいということです。

それと、2 点目、県立森林大学の受け入れ体制についてなんですけれども、先日来、他の同僚議員からもいろいろと質問がございました。そんな中、私のほうからも何力所か、お伺いしたいというふうに思います。

この平成29年4月に宍粟市で開校されるということは大変喜ばしいこと、地域も受け入れ体制について協力的にしているということをお伺いしております。まずは一宮市民局の第2庁舎、旧庁舎を利用して開校すると。平成30年からは染河内小学校が規模適正化により、あくということ、そこで本格的に運用しようということになっておるとのことです。

そこで、気になるんですけれども、市外から入学される学生たちの住環境、食事環境、そういうものについてどういうふうに考えておられるのか。県立森林大学校支援事業をもとに、一宮町の神戸地区、染河内地区の自治会長会に育成協議会の成立協力をお願いしているというふうなことを聞いておりますけれども、内容的にどういうお願いをされておるのかなということをお聞きしたい。

特に、染河内地区におきましては、今のところ商店も本当に少ない状況、また食

事を提供するような施設は私の知る限りではないように思います。そういう現状の中で大学校の開校を機にいろんな少ない商店、少ないながらも今頑張っておられる商店、または食堂を始めようかなという方がいる場合、そういう方に何らかの支援が得られるのか。

また、住環境の整備につきましては、現在、言っておられます空き家の整備などということが挙げられておりますけれども、空き家に対しての補助金、そういう枠内にとどまってしまうのか、それ以外に何らかの対策が打たれるのか、そういう部分についてもお伺いしたいと思います。

また、地域としてもいろんな要望がございましょうと思うんですけれども、どのような要望が出されているのかなということについてお伺いしたい。

この事業が地域の活性化に繋がるように、最大限の努力をしていただきたいと思います。とりあえず、一回目の質問はここで終わりたいと思います。よろしく願いします。

議長（秋田裕三君） 飯田吉則議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 飯田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは県立森林大学校の受け入れ、北小については担当部長のほうからと、こういうことで御答弁をさせていただきます。

今もお話がありましたとおり、この大学校につきましては、関係地域の皆さんに多大な御支援をいただいておりますし、協力的にいろんな形でお世話になっておりますし、そのことについては大変ありがたく、うれしく思っております。

実は、昨夜も関係自治会長さんにお寄りいただいて、育成協議会の設置についていろいろ御議論いただいて、いよいよその協議会を設置をしていただきました。そういう中で、特に今もお話がありましたとおり、学生の居住環境を整える、さらにまた学生と地域の交流促進、こういったことを念頭に置いて、いろんな点で取り組みの予定をしております。

また、あわせもって、これまでもその協議会の準備段階でも地域の皆さんも、いわゆる学生のお父さん、お母さんの役割を持とうと、大変そんなありがたい言葉もいただいております、非常にありがたく思っております。

そこでまず1点目ではありますが、協議会にお願いしております特に大きく4点ですけれども、1点目では、空き家を活用した宿舎など、居住環境の整備と運営に関する取り組みをお願いしております。

それから、2点目は、食事と住まいの支援であったり、非常時の相談窓口など、生活支援に関する取り組みであります。

3点目は、学生と地域の交流を促進するイベント等の取り組み、特に神戸あるいは染河内地域ともいろいろな地域のイベントをかつてからやられておりました、そういった中に学生も参加をさせていただいたり、そういうことの意味合いであります。

それから4点目は、森林大学校への入学を検討している学生に向けて、地域の魅力を発信する取り組みをお願いしております。

これらの大きく4点であります、これらがいわゆる地域の活性化に繋がっていただいたらなあ、こう思っております、そういう意味では市もお話があったとおり、最大限地域の活性化に向けた支援をしないといけないと、このように思っています。

特に、居住環境整備については、現行の空き家に対する補助制度、あるいは空き家バンクの活用が条件とはなっておるところではあります、今回のような学生の宿舎を想定した制度とは現状はなっていないのが現実であります。したがって、空き家を宿舎として有効活用する考えを中心にそういった整備に向けた支援を検討しているところであります。

それから、商店や食堂などの増改築や開業に対しての支援についても、現在のところ、これという予定はありませんが、空き家バンクに登録されている物件に仮にそういう食堂、あるいは開業ということになれば、改築の補助、そういったことも対象となり得ますので、そういう支援について現状の補助の中で対象として取り組んでいきたいと、このように考えています。

それから、地域からの要望であります、空き家の活用であったり、あるいは森林大学校へのアクセスとなる県道、県道から学校への進入路が非常に狭いというようなことの要望を聞いておりました、私も第1回目の打ち合わせ会の際に行っておりまして、そういった要望が出ておりますので、当然県とも調整をしないわけではあります、交通の安全確保を含めて最大限努めていきたいと、このように考えております。

プールについては担当部長から答弁させていただきます。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） それでは、私のほうから一宮北小学校のプール建設と夏休み中の利用についての御質問についてお答えさせていただきます。

今年、一宮北小学校のプールは、建設予定地の農地転用の許可が4月におりました。

た。現在、工事発注に向け、実施設計に取り組んでいるところであります。平成29年度には、新しいプールで授業できるようになりますが、今年度は旧三方小学校プールを使用していただくことになっております。

市内で閉校となりました小学校のプールは、閉校後の翌年でありましても、衛生・水質面等の管理ができていないこと、また、安全面のことから、閉校後はいずれの小学校のプールも使用はしておりません。

御質問いただきました旧下三方小学校、旧繁盛小学校のプールにつきましても、これまで閉校しましたプールと同様に利用また開放の予定はしておりません。御理解を賜りたいと思っております。

また、閉校後のプール使用ができないことを私たち教育委員会のほうから保護者に言ったことはありませんが、学校規模適正化協議会の中で平成28年度は旧三方小学校のプールを使用するとは説明しております。そういう説明からそう思われたんではないかと考えるところであります。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） まず、今、藤原部長のおっしゃったプールについてお伺いしますけれども、基本的に農地転用で遅れるということは、もう当初からわかっておったわけですね。そういう中で、要は授業用については三方小を使用するという形、実際夏休み中、もともと下三方にしる、繁盛にしる、学校のプールは使用できていたわけですね、従来は。ということは、三方小のプールは利用できるわけなんですか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） この旧三方小学校のプールにつきましても、今年は市の管理ということにしておりますが、使用につきましては、学校の管理のもとに行うということになっております。今年度、一宮北小学校、夏休み中のプール指導は行わないということになっております。そういうことも踏まえてPTA総会で保護者の方に御説明になって、理解を得られたということで、夏休み中の旧三方小学校のプール利用については、今のところ予定はしておりません。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） ということは、小学校の総会でそれはもう承認されておるといふことで、それでもう理解せよということなんですね。

私、思うんですけれども、この小学校統合というのは、要は教育委員会が進めてこられた事業であります。そして、それに対して地域、保護者の皆さんが何とか協

力しようということで、この事業は成立しました。そんな中、プールについては先ほど申し上げましたように、せっかくこの土地を使ってくださいと言われた土地を利用させていただこうということで、農地転用に時間がかかるから、当初にはできないという形で遅れました。プールは旧三方小学校を使いますと。でも、夏休みは使用できませんよと。

子どもたちが楽しみにしているプールはどうなるんでしょう。そういうことについて教育委員会としては一つも考慮はされなかったんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 議員おっしゃるように、夏休み中のプール利用ということは、子どもたちが楽しみにしているということはよく理解しております。しかし、学校施設でありますプールにつきましては、授業があるということで水質管理等がされておると思っております。プールがあるだけではなかなか使っていただく状況にはなり得ないということから、残念ながらほかの閉校の学校と同じように利用はできないということで、説明させていただいております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） もし新しいプールが完成していた場合は、そのプールは夏休みも使用できるんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 一宮北小にプールが間に合った場合ということですが、その場合は利用は可能と考えております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 私が言いたいのは、従来から閉校になって、どこかへ移った。こっちにあるプールは残ってます。でも、それは使えないという見解を今おっしゃっているんだと思うんですけれども、ちょっと状況が違いますよね。つくっておくべきプールが間に合わなかった。そういう部分をもっともっと考えていただきたいと思うんですよね。私は別に北小やから言っているわけではないんです。そういう配慮とか、心遣いというのはできないんですか、教育委員会には。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 新しいプールができておりましたら当然使えますし、三方小学校のプールも当然同じような立ち位置として考えております。ただ、夏休みになるまでの間のプールと違って、夏休みになりましたら、プールの使用は体育館の使用と同じように、PTA等が借用されて、PTAの保護者の立ち会いのもとでプ

ールの利用をするというスタイルになっておるんです。そのことについて学校がPTAの総会での理解を求めて、そういう利用はしないということで、夏休み中のプールの使用をせんということが決められたので、私らも学校の取り組みについて何も言うことないんで、その方向でいってもらったらなということで理解しておったんです。

また、学校にも確認したんですが、夏休み中のプールについて、使いたいという要望が出よんかいなあという問い合わせもしたんですけども、それは全然ありませんので、保護者の方に理解していただいておりますので大丈夫ですというような返事をもったんで、このように思ってたんです。

以上です。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） ということは、私のひとり走りというような感覚になろうかと思うんですけども、私自身、いろいろとお伺いしました。そんな中で保護者が協力できるものなら、それはやりたいという思いはあったようです。ところが、どこかでその部分がずれてきたという部分があるかと思うんで、はっきり言って、私さっきから言うように、ごり押しじゃないんです。ともかくそういう話し合いが本当に真摯にできとったんかなと。学校側としては校長先生には悪いですけど、学校がそれを受け持つのは大変荷が重いという部分があるかと思えますし、その辺の話し合いが本当にできとったかなという部分について疑問に思ったというのが第一義にこの質問をしておるわけなんで、今回、下三方、三方、繁盛が統合になって、こういう動きがもう済んでしまったという形になろうかと思うんですけども、これからまだまだこういう状況は学校は続いていくんですよ、幼保一元にしる。

そういう中で、教育委員会としてやるべきところ、もっと踏み込んだところで保護者とか地域と本当に話し合っていたきたい。いつも私いろんなところで質問したときに、いつも言いますけれども、委員会にしる、協議会にしる、傍聴させていただいて、本当の意味での話し合いはできていないと思うんですよ。その辺のところを次の段階にはもっと踏み込んだ話し合いができる状況をつくって行って、本当に喜んで規模適正化が進んだり、幼保一元化が進んだり、PTAとしての立場、また教育委員会の立場、その辺をもっときっちりお話し合いしていただいて、本当の意味でよかったなという部分をつくっていただきたいと。その思いでこの質問はしていますんで、それについて一言。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 傍聴いただいたということで、これまでの学校規模適正化についての話し合いも本当に丁寧に地域の皆さん、保護者の皆さんの意見を聞きながら進めてきたと思っておりますので、本当の意味での話し合いができてないと言われると、どの辺かというのがちょっとわからないので、それはまた後で教えていただいたらと思うんですが、このプールにつきましては、そういう要望があるということをお私らもつかんでおりませんでしたし、学校もつかんでいないということで、今質問いただいたことにつきましては、学校も悪意も何もないわけですから、伝えまして、多分6月に理事会等がありますので、その中でもう一度こういう意見があったから、PTAの理事の方とも協議をしてほしいということでは学校には伝えさせていただきます。

プールの使用は最終的には教育委員会が許可出しますが、学校やPTAで決めていただかないと、申請がなければこっちもどうしようもないんで、今おっしゃったことにつきましては、学校に伝えまして、もう一度PTAの方の御意見も聞かせていただいて、再検討してもらいたいということは伝えたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 前向きな御回答だと思います。私自身、そのプールとかというのが使用できないとなると、子どもたちは勢い川ということになりますね。川は親がついていくというのは大変なことなんです。その部分で実際親御さんから聞きましたけれども、川はどうしようかなという話、そういう話があった中で、私自身がいろんな話を聞きながら、そこへたどりついたというところなんです。

本当に子どもは要求にかられますと、親の目を盗んで川へ行ったりします。何回かそういう事故もありました。だから、そういうところを一番心配します。だから、親御さんに聞いてもやはりプールとなったら、プールで子どもを見るというのは割合大変やけども管理しやすい。川となると分散してしまうし、なかなか誰がかわりに行くんや。順番決めるのどうするんやとかということで、かなり苦慮しているみたいなんで、できればそういう部分を教育委員会のほうで出していただければ、親御さんのほうもその辺はまた考えるというふうに思うんで、是非ともそれは学校のほうに伝えていただきたいと思いますと思うので、よろしくお願いします。

続きまして、森林大学校、先ほど市長のほうからございました学校周りの道路の環境についてですけれども、市長もよくあの辺は行かれていますと思うんで、御存じだと思えますけれども、かなり道は狭いです。県道も狭いんですけど、生活道路

としての道、幼稚園へ上がるほうの道、それから小学校の駐車場に入るほうの道、車1台来たらすれ違えない道ばかりですね。あと、もう一本は校庭に上がる道ということなんで、かなり無理があるところではあります。現状でも無理があるんですけども、ということは、今度学生さんとなりますと、車を運転する方もおられるということになると、必要以上に今度車の数が増えるんじゃないかという心配もされている方がございます。

それと、地域との話し合いなんですけど、自治会長さんなりいろんな方との話し合いはあるんでしょうけれども、地域、本当の周りの住人の方々との相互理解というのができておるのかなと。ちょっとその辺が心配なんですけど、その辺どうでしょう。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 確かにおっしゃるとおり、今のところ三方から入れるようになつてんですが、地域の皆さんともこれから協議をする中でありますが、基本的には今の校門というんですか、あそこが一番広いんじゃないかというふうなこともおっしゃられまして、そこをうまく整備する中で車が入りやすくする、これは議論の一つであります。今後そういったことも含めて県と調整をしながら、安全を第一に、そのことは調整していきたいと、このように思っています。

また、能倉の自治会の皆さんもいろんな方ともお会いしておりまして、一体どうなるんやとか、いや、まだ具体的なことはわからんがいやと、こんなお話も個々に聞いております。したがいまして、協議会もできましたし、今後関係の自治会の皆さんに、いろんな意味での広報や周知やお願い、これから手順を追って、できるだけ早期にしていきたいなというふうに思っております。そのことも役員さんにもお伝えしておりますので、こちらから即とはなかなかいきにくいんですけども、そういう方向でできるだけ周知を図ってまいりたいと、その中でまた違う課題もひょっとして浮き彫りになってくる可能性もありますので、一つ一つ丁寧にクリアしていきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） その辺のところを丁寧にやっていただきたいなというふうに思います。県道のほうも今、庭田神社の方向に向かってある程度800メートルでしたかね、広がる予定になっていきますね、平成30年までに。それがほぼ開校時期に間に合うぐらいになるかと思うんですけども、そこからまだ取りつけ道が必要になってくるという状況の中で、本当に道路については近所の方も心配なさっている

というところで、その辺は県との関係できっちりお願いしたいなと思います。

それと、住居関係なんですけれども、昨日の話にもありました。京都の森林大学校では、女性の方も何名かおられるということで、こちらの兵庫のほうにも女性の方も来られる可能性は大だというふうに思います。そういう意味で、女性も受け入れられるという体制をとっておかなければならない。そうなれば、やはりそういうお店なり、そういうものについてもある程度の充実が必要なんかなと。そういう形で育成協議会の中でも何とかそういう部分についても協力願えるように、市のほうからも働きかけていただきまして、地域で生活圏がそこでできるというような雰囲気があれば、もっと学生さんも集まりやすいんかなと思うんで、その辺ちょっと考慮していただきたいなと思うんですけど、どうでしょう。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） おっしゃるとおり、やはり地域との交流とかそういう部分の促進も図っていききたいというようなことで、今、地域協議会、準備会がありまして、立ち上げに向かっております。その部分につきまして、今後、県、学校との協議も含めて、その方向で検討していききたいと考えております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） それと、昨日もちょっと議論の中にあっただと思うんですけども、平成30年に、これはあまり言うのはあれなんですけども、神戸小学校、染河内小学校の規模適正化の合併といいますか、あって、染河内小学校が神戸小学校のほうへ出ていくという形になるかと思うんですけども、これ3月になりますよね、いっぱい。ということは開校が4月、昨日もありましたように、同時進行になるということで、学校の改築、教室の改築とか、トイレとかの改築というのが予定に入っておると思うんですけども、これ割合難しい問題じゃないかと思うんですけども、県のほうとの協議、いよいよどうなるのかなという見通しをお聞きしたいんですけど。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） その点につきましては、昨日も申し上げたんですけども、県のほうもまだ内部で協議をされております。ただ、こちらから申し入れておりますのは、学校運営には絶対支障のないようお願いしたいということになります。ですから、最悪の場合、市民局の2階を当分の間、借用される可能性もあると考えております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君）　ということは、募集段階ではそうっておるけれども、今の進行状況の中では1、2カ月ずれて入るという可能性も残されておるといことなんでしょうね。その辺、子どもさんとか、地域に対して、それがために逆の迷惑がかかるというようなことだけはないように、入っていただく以上、喜んで来ていただいて、皆さんが本当によかったなと、この学校が来てよかったなというふうになっていかなければ、せっかく市長も努力されておるのに、何ちゅうことしてくれたんやというようなことがないようにしていただきたいなと思うんですね。

それと、先ほども地域の方々との部分について、市からどうやこうやとあまり働きかけていくのもということでしたけれども、やはりその辺はもっともっと意見を吸い上げていただいて、本当の意味でなかなか向こうから意見、言いやすそうて言いにくいと思うんですね。どうですかと出かけて行って、何でも聞きますよ、言ってくださいよという形で、お話ししていただいて、言いにくいことも言いしていただいて、その中でやっていくことが一番地域との協調がとれるんじゃないかなと。あとになって次々いろんな問題が出てくるということは一番つらい話でもありますし、お互いにつらいということがあろうと思うんで、その中に県が立つということになればもっとつらいということになるかと思えますんで、その辺のところ、本当に住民の意見をくみ上げていくという部分については努力していただきたいなというふうに考えるんですけども、どうでしょう。

議長（秋田裕三君）　福元市長。

市長（福元晶三君）　先ほども申し上げたとおり、昨夜そういう形でようやく組織ができました。いよいよこれからいろんな課題もお互いに出し合いながら、よりよい方向をつくっていききたいと、このように思っています。

当然県もいらっしゃいます。しかしながら、市はやっぱり地元の皆さんと寄り添って、よりよいものをつくり上げていくというスタンスが大事だと思っておりますので、これからは慎重に、またできるだけスピーディに話し合いを進めていききたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君）　5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君）　前向きなお答えで、安心してお任せしたいと思っておりますので、市長、どうか地域の方がよかったなと思える事業完遂のために努力、協力をお願いしたいと思います。終わります。

議長（秋田裕三君）　これで、5番、飯田吉則議員の一般質問を終わります。

続いて、山下由美議員の一般質問を行います。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 14番の山下です。一般質問を行います。

まず最初に、介護保険総合事業について市長にお尋ねします。

来年4月から開始される総合事業、要支援1・2認定者のヘルパーとデイサービスの給付を廃止して、市の事業に移行するわけではありますが、3月の私の代表質問で、市長は軽度者の支援は非常に重要である。訪問介護、通所介護とも現在専門性の中でかかわっていただき重度化を防いでいる。それをきっちりと守っていく必要があると答えておられます。ところが、4月に民生生活常任委員会に提出されました資料を見てみますと、要支援1・2の該当者で現在受けておられる専門職スタッフによるサービスが受けられるのは、訪問介護、通所介護とも認知症がある、食事や排せつなどの介助が必要な状況にある人のみで、そのほかの人は専門職スタッフでなくてもよいことが示されております。

これは厚生労働省の示すガイドラインに沿ったものであり、市長の示された回答と異なっております。なぜ市長の回答と違うのか。既に総合事業を開始している自治体の中には、法改正になったので総合事業に移行したら、サービス内容もサービス単価も全て現行どおりにして、専門性を保障し、軽度者の重度化を防いでいるところもあります。そのようにするべきではないのか。住民組織による助け合いは、現在のサービスを利用した上で足りないところを柔軟に補うものであるべきだと思いますが、どうか。

総合事業への移行スケジュールも示されておりますが、その内容は具体性がなく、わかりにくいので説明を求めたいと思います。

まず、サービス内容、提供基準について。

今年4月から5月半ばに、事業所基準案が決定されているが、どのような基準になっているのか。岡山県倉敷市のように、現行サービス中心で行うことが大切なのではないか。

また、報酬、利用料案はどのような内容、あるいは方向で検討されているのか。現在の報酬より引き下げるとは、サービス提供事業所の存続を危うくし、サービスの低下に繋がるのではないかと懸念しています。上限額の設定について国が決めてはいるが、上限額を理由に必要なサービスの利用抑制を行ってはならないと思います。サービスの提供に必要な予算は一般会計から補填し確保すべきであるが、どのように考えておられるのか。

条例・要綱について。

地域支援事業実施要綱、事業所指定要綱はどのようなメンバーによる会議で決められるのか。それらは、案の時点で事業所、関係機関、要支援認定者などに示し、意見を聞き、よりよいものにしていくのかどうか。

続いて、予算について。

現行事業と比較して、どのぐらいを目標に考えているのか。

様式検討について。

今年4月半ばから5月の中旬にかけて、介護支援専門員との様式調整が行われているが、どのような様式がとられ、どのように調整されたのか、その内容をお示しください。

市民・関係者への周知について。

事業所指定説明会と関係機関への説明が今年の10月に行われる予定であり、また、要支援認定者に制度改正の通知が出されるのが11月の予定になっています。市民への周知は、来年1月上旬から3月上旬にかけてとなっているが、来年4月から総合事業が開始されるので、説明や通知、周知が遅過ぎるのではないかとともに考え、よりよい事業をつくっていく期間が必要なのではないか。

介護予防マネジメントについて。

ケアマネジメントの類型検討が今年4月下旬から5月にかけて行われているが、誰によってどのような類型が検討されたのか。

システムについて。

システム導入等総合事業給付管理には、どのぐらいの費用がかかるのか。申請関係について、総合事業は要支援認定を受ければ、基本チェックリストを実施しなくても利用できるのか、基本チェックリスト実施の必要はないのではないかと。総合事業利用者のケアマネジメントは、現行サービスを維持できるのか。ケアマネジメントの方向性はどのようなものになるのか。

続きまして、外出支援サービスについて、市長に伺います。

宍粟市の外出支援サービスは、ほかの自治体と比べると、手厚いという言葉が当局からよく出てまいりますが、住民要求により当局と住民が何度も話し合い、つくり上げたものなので、住民の生活実態に合ったものであります。ほかの自治体に誇れるものであります。しかし、この間、市民に何の相談もなく、サービス内容が後退しています。今年4月30日時点の資料によると、外出支援サービスを申請しても95名の方が不承認となっております。この人たちの中には要支援1・2、要介護1・2の方はそれぞれ何人おられるのか。これらの人は公共交通が障がい等によ

り使いにくいので、移動を確保するために申請されたと思いますが、市長はこの現状でよいと考えておられるのか。必要とする市民の要求に沿うものに改善するべきではないのか。

障害者福祉サービスと介護保険について、市長に伺います。

障がい者への福祉サービスは、65歳になると、介護保険サービスに移行するという介護保険の優先原則があります。そのために宍粟市においても65歳になると、今使っている障害者福祉サービスが使えなくなるのではないかと。支援者もかわって、環境が大きく変化するのではないかなどと心配している人たちがおられます。

厚生労働省は、65歳以上の障がい者が介護保険だけでは福祉サービスが十分に受けられない場合、障害者福祉サービスも併給できるという通知を全国の自治体に出しています。しかし、その対応は自治体によって大きな違いがあるのが現状です。障害者福祉サービスにより生活を支えてきた人は、65歳になってもその人の望むサービスを併給できなければなりません。市長はどのようにお考えですか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 山下議員の御質問について、お答えをさせていただきます。

介護予防、日常生活支援総合事業の理念は要介護状態の改善と悪化防止を図り、地域における自立した日常生活を支援するものであります。

つまり、利用者のニーズに応じて、介護予防と生活支援を適切に組み合わせて提供しますが、できる限り自立度を高め、自分でできることは自分でできるように支援することが基本であります。決して軽度者を切り捨てるものではなく、必要に応じて専門的なサービスを提供し、重度化の防止を図ります。これらのことを踏まえて、宍粟市の総合事業では次の点を基本事項として、総合事業の準備を進めておるところであります。

1点目は、利用者の状態に応じたサービスを提供できるように、サービスの選択肢は複数準備し、利用者の希望や今までのサービス利用状況も踏まえて、サービスが選べるようにします。

2点目は、利用者の自立支援を重視したサービスを提供するために、必要なサービスが受けられるように介護予防ケアマネジメントを実施する。

3点目は、総合事業では、新たなサービス提供主体を開拓しようとしておりますが、あくまでも現行のサービス事業の維持、運営を重視し、介護人材の確保・活用

に努めてまいります。

御質問にありました4月の民生生活常任委員会への提出資料は、3月議会での答弁と相違があるのではないかと、こういうお話でありましたが、私は、3月議会でも「軽度者の支援は重要なことで、ヘルパーさんやデイサービスで専門性の中でかかわっていただいて重篤化を防いでいる。私は、それは守っていく必要があると思う。重度化を防ぐということは非常に大事だと思っているので、制度設計においても慎重にやる必要がある。」と、このように申し上げたところであります。

一方、民生生活常任委員会に提出した総合事業の資料では、サービスの類型を示し、事業所の基準、利用できる人の状況を説明し、どのサービスが最適か相談しながら決定していくとともに、身体状況等や本人の意向も踏まえて柔軟に対応し、サービスを継続していくことで重度化を防ぐことに繋がると考えており、3月議会でも重度化を防ぐことが大事だと、このように申し上げたことと相違するものではないと、このように思っております。

次に、外出支援サービスの関係であります。4月30日時点での申請状況についての御質問でありまして、要介護2以下の判定であっても、真に外出が困難な方は承認することとしており、このたびの申請においては、歩行時の状況等をもとに総合的に判断し承認手続を行っておるところであります。

昨日も御質問があったとおりであります。今後においても現状がそのままというわけにはいかない、真に現実を見ながら承認の手続をしておると、こういうことであります。

最後の障害者福祉サービスと介護保険についての御質問であります。厚労省の通知に基づき、宍粟市においても、障害者福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について適正に事務処理を行っております。

したがって、望むサービス全てを併給するというのではなく、障がいのある方が希望するサービスで、介護保険で必要な支援ができる場合は介護保険を優先して取り扱っていますし、介護保険で必要なサービス支給ができない場合等は障害者福祉サービスも提供しているというケースもあります。

いずれにしても、常に介護保険担当や関係機関と、サービス利用の調整を行い、利用者へのサービス低下とならないように取り組んでおるところであります。

以下、詳細の質問をたくさんいただいておりますので、担当部長よりその件については答弁させていただきます。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） それでは、引き続き総合事業の御質問について、お答えします。

移行後も現行どおりにして重度化を防ぐべきではないかという点につきまして、総合事業のサービス内容、単価につきましては、有資格者が提供する現行どおりのサービスは、サービスの内容、単価とも現状維持と考えております。

また、次に、住民組織の助け合いは現行サービスの不足を柔軟に補うべきとの御指摘ですが、住民組織による助け合いは公的サービスでは対応できない支援をまずは担っていただきたいと思えます。強制ではなく地域づくりの要素も含めた住民組織の立ち上げや運営の支援を今後協議してまいります。

次に、総合事業への移行の関係ですが、まず最初に、事業所基準等についてであります。事業所基準は現行サービス中心で行うべきとの御指摘につきましては、高齢者のニーズはさらに多様化し、現行サービスのみでは対応できない状況になることが予測されています。現行サービスも含め、利用者の状況に合ったサービスが選択できるように、サービス類型を設定します。

要支援認定者のみでなく、現在、二次予防事業を利用されておられる虚弱高齢者の方が利用できるサービスとして、通所型サービスA、基準緩和のサービスとありますが、それも必要なサービスだと考えております。

次に、報酬や利用料についてですが、事業所運営にも配慮した報酬単価を設定し、利用料は現行制度と同じ負担割合を考えております。

次に、上限額の設定については、総合事業の対象者は上限額を上回るようなサービス利用は必要ではないと想定しております。上限額の設定は、国基準や近隣市町の状況を把握し決定してまいりたいと思えます。

次に、条例・要綱は案の段階で事業所等から意見を聴取すべきとの御指摘ですが、総合事業の事業基準や報酬単価の案ができた時点で、事業所や関係機関と意見交換をすることを予定しております。要支援認定者には、事前に制度改正や事業説明を行う予定であります。

次に、予算につきましては、現在の介護予防給付費と介護予防事業費が合算されることで、現行とほぼ変わらないと予測しておりますが、今後さらに検証してまいりたいと思えます。

次に、様式の検討についてであります。ケアマネジメント関係の様式として介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）であります。そのことだと理解しております。先般、主任介護支援専門員の方々からなる介護支援専門員専門部会で協議

してもらっております。その結果、介護支援専門員の意見や要望を優先して、現行どおりの様式を採用することに決定しております。

次に、市民・関係者への周知時期についてであります。既存の事業所へは事業所基準や報酬単価について、事前に意見交換を予定しております。市民や利用者の周知も準備ができ次第、介護支援専門員の協力を得ながら進めてまいります。

介護予防ケアマネジメントの類型については、国の例示を参考に、介護予防ケアマネジメントの担い手である介護支援専門員専門部会と早急に調整をしたいと思います。

総合事業のシステムの費用についてですが、現在の介護保険や予防給付システムでもサービス事業の給付管理等に対応できることも踏まえまして、導入内容を決定していきたいと思っております。システムの対応機能によって費用は変わってきますので、今のところ幾らということはお示しすることはできません。

次に、申請関係についてですが、要支援認定を受けるとチェックリストは必要ではないのではないかということについてですけれども、総合事業の受け付け時には申請者の状況や希望内容によって、チェックリストをとるかどうかを決定することにしております。介護認定で非該当になる可能性がある申請者もチェックリストをとることでサービス利用の選択肢が広がることとなります。

次に、総合事業のケアマネジメントは、現行サービスを維持できるかという件につきまして、ケアマネジメントは介護保険サービスや総合事業によるサービスにかかわらず、利用者の重度化防止と自立支援を基本に必要なサービスを調整するものです。現行のサービスを維持できるかどうかの視点のみを重視して行うものではないと認識しております。

次に、ケアマネジメントの方向性についてですが、介護サービスや総合事業の利用者がその人らしく生活するために、介護サービスや地域の資源を活用できるように調整するものです。本人や家族の意向に沿いながらも、少しでも自立した生活が可能となるように、その人に合ったサービスをコーディネートしていきます。

次に、外出支援サービスにおいて、4月30日時点での不承認95人の内訳ということでございますが、ちょっと順次読み上げます。

要介護2の方が1人、要介護1の方が11人、要支援2の方が12人、要支援1の方が23人、区分なし、みなし認定の方ですが42人、それと重複申請の方が6人で合計95人となっております。重複申請の方6人を除いた89人が実人数となります。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、再質問をさせていただきます。

私は、今回質問させていただいた大きな目的として、来年4月から始まるこの総合事業の内容、これをはっきりさせたいなというふうに考えていたんです。事業者の方とか、あるいは要支援1・2の方とかにはっきりわかるように、一般質問を通じて知らせたいなと思ったんですけれども、今の御回答ではやはり何のことかわからないというか、どう変わっていくのかわからないというのが正直なところじゃないかなと考えたわけなんです。

それで、先ほど市長は、今回のこの総合事業が軽度者を切り捨てるものではないというふうに言われたんですけれども、それならば、今穴粟市に住んでおられる要支援1・2の認定を受けておられる方たちが、今のサービスが不満だから変えてもらいたいというような声があって変えられたわけではないと思うんですね。だから、要支援1・2の人たちもこのままのサービスで何とか生活を続けたいと思う人が多いのに、わざわざこういった国の方向、この国の方向はどんどんと介護保険にかかる費用が増えてきているので、国が負担を増やさないために、利用を減らすという方向なんです。市が厚生労働省のガイドラインに従ってこのような方向を示しているということは、やはり軽度者を切り捨てるということになると思うんです。

一番初めに言ったように、どなたか要支援1・2の対象者が今のままでは不十分なので変えてほしいというような声があったわけですか、市長、お答えください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） この総合事業というのは、私が認識しておりますのは、前にも申し上げたとおり、いわゆる2025年に向けて団塊の世代の人々が75歳以上になる、このことも想定しながら、世の中がだんだんひとり暮らしの高齢者とか、あるいは高齢者夫婦とか、あるいは認知症の方がだんだん増えていくとか、そういったことの予想を受けて、国がそういう方向を向いたというふうに私は理解しております。

あわせもって、高齢者誰しものが、やっぱり住みなれた地域で生活を続けられるような地域全体で支え合う、あるいは支えるという仕組み、それをどうしても構築しなくてはならない、こんなふうな世の中になっておると。そのためには、高齢者自身も自ら持っておられる能力を最大限に生かしながら、要介護とならないように、自助努力をしながら、あるいは予防すること、こういったことも大切だという社会の風潮の中で私はそういう方向を向いておるんだと、このように思っております。

特に、今、介護保険制度の問題とか、あるいは保険料の問題もあるわけでありま

すが、国としてそういった支え合いの社会をつくっていかうという動きの中で、私は創設されておると、このように認識しております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それは、市長の認識が間違っているんじゃないかなと思うんですけども、現在、要支援1・2の認定を受けられて、ホームヘルパーさんとか、あとデイサービスを利用して生活しておられる人たちは、それらを利用しながら何とか重度化を防いで、自分らしい生活を送っておられるんです。そこで、できたら本当に市民のことを思っている自治体は、今のままのサービスを続けていくという方向で早くから決めております。この私の考え方は違っておられますか、市長。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 詳細のことにつきまして、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

ただいまありました要支援1・2の方、ヘルパー事業ですとか、デイサービスを利用されている方、この方は新しい総合事業になりましても現行サービスは残っております。当然必要な方につきましては、その現行どおりのサービスを受けていただくことも可能であります。

ただ、要支援1・2の方でも、例えばヘルパーさんですと、家事援助だけとかいう方につきましては、緩和措置をしている事業、A型のサービスとかというような形でそちらに移っていただくというふうに考えております。ですから、今現行のサービスが必要な方につきましては、その事業は引き続き受けただけということですので、御理解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それで、先ほどの総合事業になってどう変わっていくのかというのは、具体的なところが本当にはっきり見えなかったので、もう少しはっきりさせていきたいなと思うんですけども、この通所・訪問サービスとも従来の専門的なサービスが受けられる人と、それからあと専門職スタッフでなくてもよい、それからあと住民の組織、ボランティア型と、この3とおりが示してあるんですけども、その中で専門職スタッフでなくてもよいというところは、この事業所の報酬が8割程度なんですね。

そこで、またボランティア、住民組織というものは市が委託料または補助金として設定するというふうになっているんです。それで、例えば1、2、3ありますが、それぞれ何割ぐらいの移行を考えておられるんですか。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 総じて何割というような想定はまだ十分できておりません。ただ、有資格者でない方の行うサービスですので、家事援助ですとか、言ってみれば掃除とか、お料理とか、そういったことで体に触れる、入浴サービスですとか、そういった身体介護はしないということですので、ヘルパーの資格がなくても、一定の研修を受けた方がその作業に従事するということになっておりますので、それにふさわしい単価と考えていきたいなと思っております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 軽度者を切り捨てるわけではないというふうに先ほど市長はおっしゃったんですけれども、しかしながら、この基準緩和型、訪問型サービスAなんですけども、これは事業者に払う報酬が8割程度というふうになっております。そういうふうに報酬を引き下げたら、今でも本当に大変な中、頑張ってきているのに、ますます大変になってきて、サービスの低下に繋がるのではないかなと思いますので、軽度者を切り捨てるものではないと言われたのは間違いじゃないかと思うんですが、市長、どのようにこの件に関してはお考えですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私は決して切り捨てるものではないと、このように認識しております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 市長が先ほど切り捨てるものではない、これをやっぱり本当に切り捨てないように実行しようと思ったら、現在受けておられるサービス内容に不満を持っておられる方があるわけではないので、サービス内容もサービス単価も現行どおりにして移行するべきだと思います。そのようにしておる市も現にあるんです。市長はそういうふうには本当に考えられないのですか。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） ですので、現行どおりのサービスの必要な方には現行どおりのサービスを受けていただくというふうにしておりますので、その御本人の体調ですとか、必要とするサービスがA型であればそれで十分ではないかと思っております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） すみません、私は市長に聞いているんです。国がこういった介護費用削減の方策を出してきて、それで今この宍粟市民、要支援1・2の介護

を受けている人たちが困っておられるんです。それをどうするかという判断はもう市長しかできないと思うんですね。それで、担当の部門の方たち、特に専門職の方たちなんかは、この国の方向に対しては本当に困っておられると思います。それを専門職の人たちも本当に宍粟市に住む人たちが、よりよいように考えてもらえる市だと思えるように、市長が考えてもらえないと思うんです。現に、今までと同じサービスを使うというふうに判断した市長もいらっしゃいます。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返し言うておりますが、重度化を防ぐということは非常に重要なことでありまして、必要な人に必要なサービスを提供していく、これが基本的なことだと思っておりますので、その方向で進めていきたいと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 国の方向に従うのではなくて、本当に宍粟市で介護を必要とする人たちのことを考えられる市長になっていただきたいというふうに私は思いました。

続いて、外出支援サービスについての再質問を行いたいと思います。

まず驚きましたのが、不承認95名の人たちの中に要支援1の方が23人、要支援2の方が12人、そして何と要介護1の方が11人、要介護2の方が1人おられるという、この現状に私は驚きました。

この要介護認定というのは、まず主治医に意見書を書いてもらって、それからその専門家による訪問調査、74項目からなる聞き取り調査、これらが行われて、それで介護認定審査会の中で専門家によるしっかりとした判定が行われて、それで支援とか介護とかが必要であるって判定された方なんですね。それで、支援とか介護が必要であるというふうに判定された方が、今、宍粟市にあります公共交通に本当に乗れるというふうに考えられるのかどうか。私はそこに疑問を持つんですけども、今の公共交通には、中に介助者が乗っておられないんです。なのに、この先ほど聞いたこの不承認になった人たち、この人たちが本当に乗れると考えられるのかどうか。

私は公共交通担当のまちづくり推進部長にも聞いてみたいと思うんですが、こういうふうに支援、介護が必要な人たちが今の公共交通にお一人で本当に乗れるとお考えですか。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私どもの担当は公共交通ということで、乗れるか乗れないかという判断はこちらのほうでしっかりとしていただいて、乗れると判断される場合については、公共交通を御利用いただくと、そういうことでございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 私はこの問題、何度も質問しているんです。それでやっぱり公共交通には乗れない人が出てくると質問したときに、運転手の方の援助、支援、また同乗者の助け合いというふうに副市長がお答えになられたんですけども、しかし、現実には今公共交通が走り出して、やはり運転手の方は安全第一ですし、また同乗者の方が常におられるというふうには決まってないんですね。それで、それはもう不可能だというふうに判定したと思うんですけども、副市長、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 要介護、それから要支援、これはたくさんの部類の介護をしなければならない、支援をしなければならない項目があるんじゃないと思っています。その中で、公共交通・外出支援は、移動手段の介護が必要か、支援が必要かということ福祉のほうで判断いたしておりますので、認定を受けられた方が不承認になる、また全く認定のない人が外出支援のサービスを受けられる、これはまた別問題と思っていますので、必要な人には必要なサービスを提供していきたいと、またしていただいておりますというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほど不承認の人たちの中におられた要支援1・2、要介護1・2の人たちは支援や介護が必要だということで医師をはじめ専門家の人たちに判定された人たちなんです。介助者もない公共交通を今その人たちに進めることが適切かどうかというのは本当にすごく私は疑問を持ちます。

このような常識外れのやり方というのは、本当に予算削減だけを目的とした国の介護保険制度改悪の方向性の先取りじゃないかと。私は、宍粟市は本来、そういった国の方向性に反対をしながらというか、そういった方向性が市民を苦しめるのならば、そこを守りながら、市政を進めていく必要があると思うんですが、今の状況だと、この国の方向性の先取りというふうな形で、宍粟市に住んでおられる介護を必要とする人たちのことを全く考えていないような方向に進んでいるというふうに感じられるんです。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 外出支援につきましては、介護認定と違いまして、介護認定はその方を総合的に判断した認定区分になっております。外出支援につきましては、本当に外出に対してどういった障がいがあるかということを中心に判断をさせていただいております。ですので、介護認定イコールというわけにはまいりませんので、介護認定が上位の方でも非該当になると、不承認になるということも起こっております。その点御理解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 要支援1・2の人とか、要介護1・2の人は支援や介護が必要であるということで、医師や専門家から認められた人なんです。それをみなし認定という形で市が再度認定をするというのは、本当に時間的にも予算的にも大きな無駄じゃないのかなと。また、専門の人たちもこういったみなし認定に対しては本当にすっきりとやる気があるようなお仕事じゃないんじゃないのかなというふうに私は感じております。

私は、介護保険の認定を受けている人は、外出支援サービスを受けられるようにすべきであると思います。いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 先ほども言いましたように、外出支援につきましては、歩行ですとか、そういった部分が重要なウエートを占めてきますので、その部分について障がいがありましたら承認するということになりませんが、介護認定につきましては、言いましたように全体を評価して受けておられますので、評価が変わってくるということを御理解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 公共交通に乗れない人というのは、介護認定を受ければ、何らかの介護度には該当すると思うんですね。そこのところをわざわざみなし認定というところに持っていくのは、やはり予算的なことを考えてのこととしか思えないし、また、国の介護にかかる費用削減の先取りのような感じで、全く宍粟市に住んでおられる介護と必要とする人たちのことを考えていないというふうに私には思えます。

次に行きたいと思うんですけれども、最後に、障害者福祉サービスと介護保険の併給について、もう少し具体的なところでお尋ねしたいと思うんですが、この65歳になったら、障害者福祉制度を使っておられた方が介護保険に移行するということで、それで国のほうでも併給をするべきであるという通知書を2回にわたって出し

ておりますし、今、法律も改正されようとしております。例えば障害福祉サービスの事業所が介護保険サービスの事業所も兼ねるように後押しをするということなんですけれども、なれ親しんだ人々とか、なれ親しんだ事業所というのがやはりあるんですね。それで、65歳になったら、そこから介護保険の事業所に移行しなければならないというふうなのは、やはりその人にとって不安定であると思いますので、そういったところもきっちりとその人の希望できるサービスを利用するというふうには考えなければならないと思うんですけども、このところは市長、いかがですか。議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 冒頭のお答えでも申し上げたように、常に、介護保険の担当であったり、あるいは関係機関と連携をしながら、そのサービスの利用の調整を行っておられますし、今もそうやっております。したがって、基本的には利用者のサービス低下とならないよう取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、このことについてもその方向で進めていきたいと、このように思っています。議長（秋田裕三君） これで、14番、山下由美議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、6月15日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時11分 散会）